

第四百回 参議院商工委員会會議録第八号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

石井 道子君
志村 哲良君

補欠選任

岩本 政光君
守住 有信君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

委員

前田 勲男君
松岡満寿男君

佐藤栄佐久君
斎藤栄三郎君

杉元 恒雄君
降矢 敬義君

松尾 官平君
梶原 敬義君

浜本 万三君
田代富士男君

伏見 康治君
井上 計君

木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣

渡辺美智雄君

政府委員

通商産業政務次官

大坪健一郎君

通商産業大臣官房長

児玉 幸治君

通商産業大臣官房総務審議官

鎌田 吉郎君

事務局側

常任委員会専門員

野村 静二君

説明員

内閣審議官

永島 泰彦君

経済企画庁総合計画局計画課長

服藤 収君

経済企画庁総合計画局計画課長

戸嶋 英樹君

国土庁計画・調整局計画課長

糖谷 真平君

大蔵省理財局国有財産第二課長

川 信雄君

厚生大臣官房政策課長

岸本 正裕君

農林水産大臣官房参事官

坂本 正俊君

運輸大臣官房国有鉄道部国有鉄道再建企画調整官

岩村 敬君

運輸省港湾局技術参事官

奥山 文雄君

自治省財政局調査室長

鶴岡 啓一君

自治省税務局固定資産税課長

佐野 徹治君

日本国有鉄道事業局審議役 山口 良雄君

本日の会議に付した案件

○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月十八日、石井道子君、志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として岩本政光君、守住有信君がそれぞれ選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案に対する趣旨説明は、既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 提案されております法案の御質問をさせていただきます。まず、基本的な問題について若干お尋ねをさせていただきます。

今国会に、民法法案と言われる本法案が提出されることになったわけでございますが、公共事業分野への民間活力の活用、導入が、国の経済政策の重点施策になったのは、私の記憶するところ

では、五十九年の「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の見直し報告であります。これを受けた形で、昨年の十月の貿易摩擦回避のための「内需拡大に関する対策」では、公共事業分野への民間活力の活用、導入を内需振興の中心の方策に位置づけられたわけであります。そして同年十二月の「内需拡大に関する対策」では、十月のそれを受けまして、東京湾横断道路及び明石海峡大橋等の大型プロジェクトにおける民間活力の導入、そして本法案の内容である民間活力による特定施設整備事業の促進が決定されたわけであります。

一方、通産、郵政、運輸及び建設の各省は、公共事業分野への民間活力の導入の具体化につきまして、昨年十二月の決定を受けまして、本法案に一本化することを決定されたわけであります。

以上が私がこれまで聞いていた本法案が提出される背景及び経過であらうかと思っております。

そこでお尋ねをするわけなんです、本法案提出の背景、理由及び経過について通産省の御見解を承りたい、かように思います。

○政府委員(福川伸次君) 今浜本委員御指摘のように、私どもも内需の拡大ということが貿易摩擦を解消する上で非常に重要であるという認識を持っておりまして、

それで、もちろん内需拡大といながらも、将来にわたってそれが非常に有効かつ必要なものでなければならぬということをごいまして、私どももいたしましては、いわゆる技術革新に備えるあるいはまた国際化時代に備える、こういうことからそういった関連の設備、施設を整備する必要があります。これをまた内需拡大に結びつけていきたいということ、二十一世紀をにらんだ将来の経済社会の基盤を整備する、あわせ内需拡大にも資する、こういう観点からこのような構想を考え

たわけでございます。八月末あるいは九月一日と申しますか、予算要求、税制改正要求にもそれを盛り込み、そしてさらにその後、貿易の黒字解消という観点から、十月十五日の内需拡大策にもそれを織り込み、また税制改正あるいは予算要求等においてもその実現を図ったというわけでございます。

もとより、御指摘のように、ほかの三省庁におきましても類似の構想を持っておられたわけでございます。この中には、これをどういうふうにやっていくかということについて、政府内部でも一月以降検討していったわけでございます。

我々としては、これを一つの法体系にまとめるということが好ましい、こういう判断のもとにこのような法案を提出させていただいた次第でございます。

○浜本方三君 次は、一括法案にまとめた立法形式と、各常任委員会の審議権上の問題について、二、三お尋ねをしたいと思います。

この法案は、もともと通産、郵政、運輸、建設の四省が、それぞれその所管に属する施設を対象に、個別に法案提出の準備を進めてきたものであるというところは、先ほどの説明でもわかったわけでございますが、それが立案の過程において、昨年末の予算編成時から三月上旬の閣議決定に至る間に、このような形で一本化せられたわけでございます。そして民活法案として国会に提出されたわけでありまして、この間の経緯と一本化された理由について、もう一回大臣の方からひとつ見解を承りたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは他の法案でもたくさん例がございます。補助金の一括法を初め、行政改革をやったときですから、なるべく趣旨、内容等が同じようなもの等につきましては、ばらばらに各省で出すよりも、話し合いがつくものはまとめて出した方が、地方自治体の関係とか、民間企業等がこれから申請を出したりなんかする窓口の問題等々によっても、その方がやりよいのじゃないかというようなことと、もう一つ

は、やはり各委員会ともかなり法案を持っておりますので、一本の法案ということになればこれは四本とか、またもう一つの消安法などにも何省庁かにまたがるようなものがございます。

そういうようなことで、審議をする側からの意見によれば、それはできるだけ各委員会に分けるというの、一つの御主張であることは間違いないし、それは正当な主張である、そうは思っておりますが、一つにしたから審議権を非常に制約してしまふ、そういうことにもならないのではないかと。審議権という問題は国会の問題で、どういふふうにこれから審議をしていくかということ

は国会が決める問題でございますが、とりあえず我々政府といたしましては、各省で話し合った結果、通産省で総括して一つの法案として提出するというふうに決まったわけでありまして。だから、我々はそれがいいんじゃないかと思っております

が、客観的にどっちがいいかというようなことはなかなか点数のつけようがありませんし、我々としてはそれがいいと思つて実はお願いをしておるのでございますから、御了承を賜りたいと考えます。

○浜本方三君 前段の答弁はいいんですが、後段の方になるとちょっと私どもと見解が異なるんですが、私が思いますのは、近代国家では、行政の内容が複雑化するに従ひまして、所管事項が多くなる省庁に分かれ、その任務と権限の分業化、専門化が行われておるように思ひます。一方、議会の側におきましても、行政の分業化に対応いたしまして専門の常任委員会制度が設けられて、それぞれ政策のローバーが審議に当たることによって議会の審議機能が強化されておるというふう

に思ひます。国会が常任委員会中心主義をとつていふと言われておりますゆえんがそこにあると思つておるわけでございます。

この法案が整備の対象として特定の施設に、電気通信施設や港湾施設など、法案を付議された本委員会の所管事項以外のプロジェクトがたくさん含まれておるわけでありまして。四つの省の

所管別の対象施設が、単に民間税制の対象となるということだけで、一括法案として提案されるといふやり方につきましては、どうも納得しがたい問題があると思ひます。各省別に専門の常任委員会、それぞれ慎重な審議を行うことが本来の国会審議のあり方であらう、かように思ひます。最近中曽根内閣の国会軽視の姿勢もこの辺にあらわれておるのではないかと思ひますが、大臣にこのあたりのことについて見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) まず経緯の点について補足させていただきたいと思ひますが、今御指摘のように、大変高度に経済が発展してまいりまして、関係行政機関の間で相互にいろいろ関係し合うことが多くなつた点は、浜本委員御指摘のとおりでございます。

今回の民活ということでは対象になりました施設でも、例えば国際交流のための施設というものをとつてみますと、これは特定の港湾地区につくります場合には運輸省も御検討になられ、また都市再開発という面から建設省もお取り上げになられる、私どもはこれは国際交流という観点からこの施設を整備しよう、こういうことを考えたわけでございます。そういうことになりましたと、かなり施設がいろんな省庁で同じものを整備しよう、こういうことになってくるといふ点が一つでございます。したがつてこれを私どもとしては、一つのもの、整備を、右から見、あるいは左から見るといふことであるならば、それは関係省庁がむしろ相談し合つてやつていく方が、国民のための便宜ではなからうかというのを考えた点が第一点でございます。

さらにまた、この助成のシステムが共通ということでございます。今回この法案を提出しました一番大きなものは、これは基本指針をつくる、あるいは認定をする、そして税制上の特典を与える、こういうことでございます。助成のスキームが同様である、こういうことでございます。また、地方公共団体あるいは民間の側からも、こう

いう一つの施設を整備する上に関係省庁が複数たがるようであるならば、これはひとつぜひ関係省庁で相談してほしい、こういう御要請があつたわけでございます。

もとより、本当におっしゃる通りに、高度に複雑になってまいつております行政機構の中で、私どももこういつた関係省庁がむしろ事前によく相談をし合つて、一つのスキームの中で関係省庁が協力し合つていく、こういうことがまた行政の効率的な遂行、こういうことに役立つのではないかと、かように考えた次第でございます。もとより行政の簡素化あるいは効率的な遂行ということは当然私どもとしても考えなければならぬ点でございます。そして、そのような観点でこれを一つのスキームにまとめて上げることが、これが現在の行政の遂行上一番便利ではないだろうか、かように考えた点、御理解賜ればありがたいと思ひます。

○浜本方三君 この法律の審議に当たる商工委員会では、関係としては渡辺通産大臣お一人が御出席になつておるわけなんでしょうが、考えてみますと、郵政、運輸、建設等の各省の重要な施設整備の関係がございまして、各大臣が御出席になつて御答弁をいただければ一番よろしいと思つてございまして、通産大臣は、各省の所管について責任を持って答弁されるのかということをお尋ねすれば、いやこれは通産省の問題しか答えられぬと、他のものは全部他の省庁の担当官から答えるということになると思つてございまして。

そうすると、私どもの審議のやり方とすれば、当然関係常任委員会の連合審査ということが考えられるわけなんでしょうが、本来からいへばそれも煩瑣な話だと思つて、私としては、やっぱりそれぞれの所管の施設整備については所管の常任委員会で慎重に審議することが一番望ましいというふうに考えておるわけです。しかし、先ほど御答弁いただきましたような経緯もあり、また行革の方針でもあるわけなんでしょうが、どうしてその点私は納得できませんので、政府として今後法案の立法、提出に当たられましては、

常任委員会中心主義の国会運営ができて、そこで十分審議が尽くされるようにぜひひとつ配慮をしておきたい、かように思います。この点について大臣からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはやっぱり私は内容によるんじゃないかと。内容が全く類似のようなものであれば、必ずしも各委員会に分けなくとも、必要に応じて委員の差しかえというようなこともできるわけですし、商工委員以外の委員会でも、むしろ多少そういう御不満はあるいはあるかも知れません。したがって、審議のやり方その他は、これは第一義的には国会が決定するものであつて、国会で最も適切と思ふような形式で議論をされるべきものであると、そう考へております。

ただ、政府としては、今後それじゃ一本にした法案は出すなと言われましても、これは中身によることであつて、また全く違つたようなことを一本の法案で出そうとしても、まず内閣法制局がそれは承知しませんから、そこで認められませんか。したがつて、内閣法制局が認められるようなものについては、今後も一本でお願いをするということもあるかと存じます。しかしながら、浜本委員の御意見はよくわかりますから、非常な無理理してまでもということとはなるべく避けたいと、そう思つております。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

○浜本万三君 次は、この法案のプロジェクトの内需拡大効果についてお尋ねをしたいわけなんですが、ごさいますが、この法案のねらいというのは、我が国経済社会の変化に対応する中長期的な発展基盤の整備に資するとともに、内需の振興を図つていくことにあるということではないかと思ひます。予想によりまして、まだ事業規模が必ずしも明らかでないプロジェクトもありますが、本制度の運用によつて、本法の有効期限である十年間におおむね百程度のプロジェクトが企画されているやうであります。

ところが、各省の調査で明らかになつております。これからのプロジェクト全体の直接事業規模、あるいは関連事業を含めた関連事業規模はどの程度になるのでありましようか。また、本法案による内需拡大効果は、八〇年代後半から九〇年代の日本経済にどの程度の影響を与えると思つておられるのか。そして、これらのプロジェクトの実現によつて、国民生活はどのように改善されると考へておられるのか。

前半につきましては通産省から、後半につきましては企画庁の方から、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 今委員御指摘のやうに、このプロジェクトは、関係の地方におきましていろいろと検討が行われておりまして、その意味ではまだ不確定な要素がございまして。関係省庁もそれぞれこのプロジェクトの掘り起こしに努力をいたしておるところでございまして。関係省庁で寄り寄り協議いたしまして、現段階で把握しているプロジェクトはどの程度であるかということと、重複を外しながらいろいろ検討してみますと、大体現在把握しておりますプロジェクトで、直接の事業規模で約一兆四千億程度、これにもちろん関連波及効果等がございまして、それを合めまして八兆円から九兆円程度の規模になるのではなからうか、こういうふうに考へておるわけでございます。

この考へております六つのプロジェクトであります。これはこの法律の趣旨にもございまして、二十一世紀をにらんで「経済社会の基盤の充実に資する」ということでございまして。したがひまして、これはまず当面こういつた事業規模、直接で一兆四千億、間接効果を合めまして八兆から九兆、こういったものも必要誘発効果がございまして、あわせまして、このやうな施設が整備されることによりまして、それぞれのプロジェクトのございまして地方経済、これが活性化をしていくということでございます。

例えはリサーチコアと称します工業技術に関する

るもので申しますと、この技術革新というのは日進月歩でございまして、今それぞれ地方がいろいろ工業立地等を進めておりますが、やはりこの技術革新におくれをとつては、これはもういつた施設が生きてまいりませんので、そういう意味で今度新しい研究機能を埋め込んでいくということ、その地域の経済の活性化に大変効果がある、こういうことでございまして、そういう意味で申しますと、今はリサーチコアの例をとりました。が、こういった六つの施設を整備する、こういうことがそれぞれの関係の周辺の経済の活性化に役立っていく、こういうことでございまして、それはまたその地方の所得の向上につながつて、内需の振興にも役立つ、そういう直接それからまた間接のそういった効果があるか、かように考へていく次第でございまして。

○説明員(服藤昭君) 通産省の御答弁で尽きていゝるんではないかと思ひますけれども、経企庁の立場から一言お答えを申し上げます。

今回の民活一本化法案、これが中長期的に我が国の内需拡大にどの程度寄与するかという御質問かと存じますが、これを具体的に数字でもお示しするということはかなり難しゅうございまして、その点御理解を賜れば幸いに存じます。

ただ、一般論として申し上げますれば、内需中心の適度の経済成長、これを実現していくということが中長期的な経済政策の大きな課題になつていくわけでございます。このために、我が国経済の成長基盤を活性化させるという必要があるわけでございますが、そのためには、民間活力を最大限に発揮させることが必要なのは申し上げるまでもなからうかと存じます。

先生の冒頭の御質問の中でも引用されましたけれども、このやうな考え方から、現行の政府経済計画でございまして「一九八〇年代経済社会の展望と指針」これは五十八年の八月に閣議決定したものでございまして、におきましては、民間活力の活用ということを八〇年代の政策運営の四つの重点の一つ、行政改革、財政改革あるいは国際協力

の推進等と並んで、四つの重点の一つとして掲げているところでございまして。

また、その「展望と指針」の見直し結果でございましてリボルビング報告、これは大変難しい言葉で呼んでおりますけれども、これにおきましても、民間活力の活用のために規制緩和を強力に推進するとともに、さらに新しい仕組みの導入等制度の見直しを行うことによりまして、民間活力を十分に発揮させるやうな環境整備を図る必要があるということをやつたつておるわけでございます。

今回の民活一本化法案は、このやうな基本的な方向と申しますか、要請に沿つてございまして、民間活動が活動し得る領域をより一層広げることによりまして、投資機会の拡大等を通じて内需の拡大に資する、また、内需拡大によつて所得水準が向上いたしますほか、本法によりまして特定施設の整備が進むということなどによりまして、国民生活の向上も期待できるのではないかと、かように考へておるわけでございます。

○浜本万三君 答弁を聞きまして、皆抽象的でさっぱりよくわからぬのですが、数字の上でいへば、直接的には一兆四千億、波及効果を考えると八兆ないし九兆円の効果があるのではないかと、お話を聞きますが、先般ある中央紙によると、十一兆円と言つておるところもあるし、総理もアメリカへ行かれて、そういう数字を示しておられたということも聞いておるんですが、とにかく中身がよくわからぬのです。ですから、もう少し中身がわかるやうな資料を後で出していただきまして、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕

次の質問に移りたいと思ひます。

この法案による代表的なプロジェクトの概要についてお尋ねをしたいと思ひます。

現在、日本全国において、本法の民活構想に呼応いたしまして、民間事業団、地方自治体等を中心に、数多くのプロジェクトが検討されておると伺つております。現在、通産、郵政、運輸、建

設の四省がそれぞれ把握しておられるプロジェクトについて、プロジェクトの数、事業規模を示していただきたいと思ひます。

また、六十一年度に予定されておるプロジェクトはどのぐらいあるのか、お示しを願ひたいと思ひます。

また、六種類の対象施設ごとに、現在構想されておられますプロジェクト数がどの程度になっておるのか。さらに代表的なプロジェクトの名称それから目的、事業規模、延べ床面積及び計画着工から完成までの見通し、建設期間を各省別に示していただきたいと思ひます。

また、第三セクターでやる場合と民間だけでやる場合の区分はどうなるのか。それから、民間、地方自治体及び国のそれぞれの負担はどうなるのか。特に後段の問題につきましては、自治省も負担が相当かかると思われまゝです、自治省からも一言答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) まず、通産省の関連からお答えさせていただきます。

この第二條の第一項の一号、それから三号、五号が私どもの関連でございます。これで、私どもでは、今把握しておりますのが、大体全国で六十ぐらいのプロジェクトがあるというふうに思っておりますが、その中でも、特に具体化が比較的進んでおりますのが二十八プロジェクトということでございます。先ほど全体で、直接で一兆四千億と申し上げましたが、プロジェクトの直接の事業規模が、私どもの二十八プロジェクトでは大体一兆円ぐらい、それから関連の投資を含めると三兆五千億ぐらいになるのではなからうか、こういうふうに思っております。

その中で、六十一年度から実施に入っていくもの、したがって比較的早くから着手されていくというようなものが、例えば神奈川のサイエンス・パークとか、あるいは二十一世紀プラザといわれる宮城県のプロジェクトなどで、七つぐらいが比較的早く着手するのではなからうか、六十一年度から入ってくるのが七つぐらいではなからうか、かように考えております。この七つのプロジェクトでは、事業規模で大体二十六億程度、そのうち六十一年度で実施される事業費が三億から四億、こんな程度ではなからうかと考えております。

また、民間と地方公共団体等いわゆる公共分野での資金の負担の割合は、それぞれのプロジェクトによつて違つてまいります。これはそれぞれの事業の性格等によつて変わつてまいります。これはいろいろ変化がありますけれども、物によつては二、三割程度のものが多いように見受けられます。これはそれぞれのプロジェクトに応じて変わつてくるように思ふわけであります。また、建設期間がどのくらいかというの、これもまたプロジェクトによつて違つてまいります。大体恐らく二、三年から数年ぐらゐかかるものが多いのではなからうかと考えております。

それぞれ個別の各省のプロジェクトにつきましては、それぞれ関係の省庁から必要に応じてお答えさせていただきます。

○政府委員(奥山雄村君) 郵政省関連の特定施設について御説明申し上げます。郵政省関連の対象施設は、本法二條一項の第二号並びに第四号でございますが、現在、郵政省といたしましては、これらの構想の具体的な把握に努めておりました。それぞれのプロジェクトについて見ますと、構想が非常に具体化しているものから着想段階にとどまつているものまで、熟度はまちまちでございますけれども、それらを全部合計して想定いたしました場合には、ほぼ二十近くのプロジェクトが本法の対象になるのではないかとこのように考えております。その事業規模は合わせまして約九百億円、関連事業を含めると約二千七百億円に上るものというふうに考えております。

なお、このうち構想が具現化しつつあるものといつたしましては、二号施設で一つ、四号施設で九つというふうに把握しておるところでございます。このうち、六十一年度において整備事業が始まるのは、二号施設に該当いたしますところの株式会社国際電気通信基礎技術研究所の八十億円というふうに想定をしております。

また、対象施設ごとの代表的なプロジェクトの概要でございますが、既に具体的に構想が進行しているものの中から二、三ピックアップして申し上げますと、まず二号施設につきましては、先ほども申し上げました株式会社国際電気通信基礎技術研究所でございます。これはいわゆる京阪奈丘陵でございまして、関西文化学術研究都市の第三クラスターに、電気通信等の技術の基礎的な研究開発を行うために、株式会社既に前年度末設立されたところでございます。六十一年度から着工の運びとなっております。具体的な着工から完成までの期間でございますが、六十三年度中には完成を見込んでおります。事業規模は総額で二百億円、面積は約三万平米を想定しております。

第三セクターあるいは民間との事業区分の問題でございますが、中核的な機能を有する施設につきましては、第三セクターで行うこととなる見込みでございますが、第三セクターにおける地方公共団体の出資割合等につきましては、本法の制定後、政令において対象の割合が決定されるというふうに伺つておりますので、当該株式会社といたしましては、その政令の決定待ちというふうに承知をしておるところでございます。

また、具体的な四号施設について申し上げますと、大宮市の大宮駅の西口に、情報文化に関する都市的なサービスを提供するとともに、中心的な市街地の発展に寄与する目的で、大宮情報文化センターというものの計画が進められておるところでございます。既にこれにつきましても具体的な計画準備の段階に入っておりますが、完工いたしますのは六十二年七月ごろと想定されておるところでございます。事業規模は約九十億円でございます。床面積は三万五千平米が現在段階では検討されているところでございます。

なお、事業区分あるいは自治体の負担等につきましては、これから検討が行われるということ

で、現在のところは未定ということでございます。そのほか、呉市あるいは上越市等におかれましても、具体的な設計あるいはファイジビリティ・スタディーに着手しておられるというふうに伺つておるところでございます。

○政府委員(藤野慎吾君) 運輸省関係で、今回の法律に基づきまして担当させていただきます施設は、五号施設の国際見本市場施設、国際会議場施設、それから六号施設の旅客ターミナル施設、港湾業務用施設ということになります。さて、従来までこの関連でいろいろプロジェクトの発掘をやつてまいりましたが、今までのところ、全国でおよそ三十を超えるぐらいのプロジェクトが構想されているという認識を持っております。ただ、それらの事業規模につきましては、先ほど来両省からも御説明もございましたように、今後その内容の具体化に努めなきゃならぬということはあるわけではございますが、その内容は特定施設にかかわります事業のほかに、これに関連いたします港湾施設の整備でありますとか、埋め立てなどに代表されます用地の確保などを含めまして、非常に概算でありまゝですが、合計で五、六兆円ぐらゐになるのではないかとこのように見込みを持っております。

さて、これらの中で、ことし、昭和六十一年度でございますが、比較的早く事業化が図られるもの、ことしあたりから動き出すものと見られておりますものは、東京港の竹芝地区の再開発計画とか、それから北海道釧路港の再開発計画、八幡浜の沖新田の再開発計画、横浜のMM21計画といったふうなものが考えられておるところでございます。

それらの代表的な事例におきます内容でございますが、私の方で担当いたします五号施設につきましては、ただいま通産省の方から例示がございましたので、それは省略させていただきます。六号施設の旅客ターミナル施設、港湾業務用施設について申し上げますが、こ

れについては現在二十ぐらゐのプロジェクトが構
想されております。代表的なものとして、た
だいまも触れました東京港の竹芝地区の計画がご
ざいますが、これは御案内かと存じますが、元来
伊豆諸島向けの旅客船の基地であります竹芝埠頭
を再開発をいたしまして、そして旅客のターミナ
ルを強化いたしますとか、また港湾業務用施設、
緑地等を整備をするということによりまして、効
率的な港湾の業務空間を整備をしたり、また豊か
な親水空間を形成しよう、こういうことを意図す
るものでございます。今年からこのプロジェクト
の推進にかかりたいと思っております。

その規模等につきましては、最終的にまだ詰ま
っていない点がございますが、まあちよつとラフ
な形で申し上げさせていただきますならば、およ
そ床面積で三万平米ぐらゐの港湾業務用施設を予
定しているところがこのプロジェクトの中
核ということになります。

今後これらのプロジェクトをどういうふうによ
っていくのかということについて、工期なり、建
設期間なり、資金についてのお尋ねがございま
した。基本的には先ほど来両省から御説明ありま
したのと同じでございますが、第三セクターをも
つてその事業主体とするということではありま
すものの、相互の民、官の費用の負担なり、それ
から要します建設期間等につきましては、今後
具体的な詰めを経た後でないと確定しにくいとい
うことがあって、本席、その具体的な御説明がし
得ないというところをお許しをいただきたいと存
じます。いずれにいたしましても、施設の規模な
り収益性なり地元の経済力なり等々の絡みによ
つて、今後決まってくるということとして御理解を
賜りたいと存じます。

以上でございます。

○政府委員(佐藤和男君) 建設省関係の事業は、
先ほど来お話がございました施設のうち、一号か
ら五号の施設を具体的に申しますと、国際会議場
とか情報センターでございますが、これを都市開
発と一体的に整備する場合でございます。

それで、私どもといたしましては、現段階で都
市開発のサイドから見ると、調査なり事業に着手す
ることが具体化しているプロジェクトを見ます
と、大体十一ぐらゐでございます。その事業規模
は、まず上物特定施設整備費が二千六百億円ぐ
らゐ、それから関連します土地地区画整理事業等の基
盤整備事業が四千五百億円ぐらゐでございますし
て、七千億余が都市開発サイドから具体化してい
るものとして挙げられるのかなというふうに考え
てございます。このうちで、内容はややさまざま
でございますが、これが七つぐらゐのプロジェクト
が、基盤整備サイドから六十一年度具体化する
ものとして考えられてございます。

それで、次のお尋ねの代表的なプロジェクトと
して、まあ重複もござえますが、共同研究開発施
設として、私どもは、例えば上総の新研究開発都
市におきます研究開発施設などが挙げられるので
はないかというふうに考えておりました。この場
合は基盤整備、上物を含めて当面の第一期の事業
が約四百億ぐらゐでございます。ただ、建設期間
に關しましては、基盤整備についてまだもう一歩
具体化しておりませんので、今定かでございます

それから、情報センターのグループでは、私ど
もが新都市拠点整備事業として取り上げてござい
ます神戸のハーバーランドセンターがございま
す。これは神戸の御存じのハーバーランド地区に
おきます都市整備と情報センターの一体的な整備
でございます。ここでは、特定施設と基盤整備
を合せて、第一期計画としてこれも約四百億
ぐらゐ、上物の床面積が五万平米ぐらゐと考
えてございます。これは建設期間が六十一年度から六
十三年度を今のところ予定しておりますが、多少
のおくれが出るかもしれません。

それから、五号の関係では、国際見本市で通産
省さんの方でも積極的にお進めになっております
幕張のメッセがござえます。

それで、第三のお尋ねの第三セクターでやるの
かどうかということでございますが、特定施設の

主たる部分は、第三セクターあるいはその一部に
ついて公共団体がみずから行うものもありま
すが、その出資割合というものは、全体としてはまだ
確定していないというふうに承知しております。
具体的に事業化が進んでおります幕張メッセで
は、私ども承知しております範囲では、公的なセク
ターが六割、民間セクターが四割、それから神戸
のハーバーランドセンターではフィフティ・フ
ィフティというふうに現時点においては考
えております。

○説明員(鶴岡啓一君) ただいまのいろいろな民
活関連にします各省のプロジェクトに伴う地方公
共団体の財政負担の関係ですが、想定されますの
は、第三セクターでやる場合に、地方公共団体が
一定額を出資するということは想定しております
が、現在それぞれのプロジェクトが計画が進行中
でございますので、どの程度の地方出資になるか等
は承知しておりません。いずれにしましても、私
どもは各プロジェクトごとに実施されます地方公
共団体の財政力にもかなり差がありますので、個
個のプロジェクトごとに関係地方公共団体から十
分事情を聴取して、当該団体の財政運営に支障が
ないように、適切な指導なり助言をしてまいりた
いというふうに考えております。

○浜本万三君 各種プロジェクトのうち、広島県
関係の問題についてお尋ねするんですが、一つは
広島中央テクノポリス・イノベーション・パーク
というんですか、それから呉のテクノパーク、そ
れから宇品地区再開発計画ですね、こういう三つ
の計画概要について若干説明をしてもいい。
○政府委員(黒田明雄君) 私の方からは、広島中
央テクノポリス・イノベーション・パークの概要
について御説明申し上げたいと思います。

これは、広島中央テクノポリスの中核的な地域
に当たります東広島市につくられようとしている
ものでございまして、先端技術開発のための頭脳
拠点という位置づけで、産学官の共同研究施設等
を含みますテクノプラザを建設する構想ござい
まして、現在積極的に検討が行われている段階に

ございます。地元では、この構想の検討は六十年
度に着手をいたしておりました、今後の検討にま
つ部分がなおいのでございまして、これまでの
検討によりますと、広島大学工学部に隣接いた
しました十六・六ヘクタールの土地に、メカトロニ
クス、バイオテクノロジ、こういったものを中
心の分野としてリサーチコアの整備を図る構想で
ございますが、この構想の肉づけ、具体化は今後
にまっております、今年度はマスタープランの
策定を行う予定ということになってございます。

○政府委員(奥山雄村君) 呉テクノパークの概要
について御説明申し上げます。

この構想は、呉市が昨年の三月に長期基本構想
を策定されたものに基づくものでございまして、
地元企業の先端技術分野への参入や研究開発
型企業への展開を目指しまして、テレビビア計画
推進とあわせて進められているところでございま
す。

テレビビア計画につきましては、本年三月に呉
市を第二次指定地域に指定いたしましたので、こ
の指定を受けましてテクノパークが現在設計に着
手した段階だというふうに承知をしております。
この中におきまして、CATV等のセンター
施設、あるいは市民の方々、地元の産業の方々を
対象にした研修施設あるいは教育訓練施設を設け
ると同時に、電気通信機器の展示施設等も集める
ようでございますので、いわゆる複合型の情報拠
点施設ということで、本法の対象になり得るん
ではないかというふうに考えております。

ただ、まだ現在基本設計に着手した段階でござ
いますので、これから詳細設計等行つた上で、六
十三年度から六十四年度に建設を行つて、六十五
年度に利用を開始し、運営は第三セクターで予定
しているというふうに伺っているところでござい
ます。

○政府委員(藤野慎吾君) 広島港宇品地区の再開
発計画についてのお尋ねでございます。

この宇品地区の再開発計画につきましては、既
に港湾計画としては定めているものでございます

が、御案内のように、宇品島と申しますか、梶橋の西側の運河、船だまりを埋め立てまして、そうしてフェリーとか旅客船埠頭、それから緑地、都市再開発用地などの整備をすることによりまして、港湾機能の再開発を図ると同時に、周辺の環境整備をやっている、こういうものでございます。

御審議賜っておりますこの法律との関係で、いわゆる民生活事業ということでこの内容を見てみますと、まず四国とか、それから瀬戸内島嶼部方面へのフェリーの基地があるわけでありまして、また旅客船もございまして、そういった利用者のための旅客ターミナルビルがその中に構想されておりました、これらとあわせてフェリー用の浮き桟橋とか、緑地とか、臨港道路とか、そういうふうなものの整備、そして都市の再開発用地の造成というふうなことが直接その内容になるというふうに考えております。

これらの具体的な整備計画につきましては、今年から調査を実施することになっておりまして、私たちがその方面についてのお手伝いをしようというふうに思っておりますが、この調査を通じて、関連事業も含めた全体事業の事業規模なり今後のスケジュールなりということを決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○浜本万三君 今の三つの計画につきましては、後はどまた若干質問させていただきますと思ひますので、基本問題の方に移りたいと思ひます。

この法案は、建前としては、ハイテク化、情報化、国際化の時代にふさわしい新しい産業基盤整備の建設に民間企業の知恵や資金の活用を図ろうということであると思ひます。ところが、この法律案の仕組みを見ますと、官がみずからの影響力、勢力圏を拡大するために、民間が申請したプロジェクトに対して、官の認定とそれから監督を受け入れることを引きかえ条件にいたしまして、国の助成を与えようとする考え方が強いと思ひます。すなわち、この実体を見ると、官、許

可、民間活力というような内容ではないか、かように思われます。本来の民間活力とは若干違っておるうちに、考えるわけなのでございまして。

また、本法案の対象となっておりまして特定施設の整備は、主務大臣の認定を要することになっておるわけですが、どうして認定が必要なんだろうかと思ひます。認定という大げさなことをしなくても、届け出程度でよろしいんじゃないか。認定がどうしても必要ならば、これは地方が主体になる考え方でございまして、地方自治体に認定の権限を与えてもよろしいのではないかと、こういう気がしてなりません、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(福川伸次君) この法案は、第三条で主務大臣によりまして基本指針の策定と公表、そして第四条で整備計画の主務大臣によりまして認定、そして十條、十一條で認定を受けた整備計画に基づきまして特定施設の整備事業に対する税制上、金融上の助成、こういうことでございまして、私もどなたもいたしましては、確かにこの事業というのは、投資の懐妊期間が長い、また、かつてこれまでに民間事業として定着していない、こういうふうなものを取り上げておるわけでありまして、また二十一世紀をにらんで公共性を有する施設を整備しよう、こういうことでございまして、民間の財源が乏しい施設をむしろ民間でビジネスチャンスとして定着していく、こういうための支援措置を考えたわけでございまして、そういう意味で言えば、このような整備を行うということは政策的な意義が高い、公共性もある程度ある、こういうことから、この助成を集中的に行うということについては、やはり全体としての基本指針に沿っているかどうか、こういうことを判断する必要がある、そしてこういう助成を集中的に行っていく、こういうことでございまして、認定ということの措置を入れることによりまして、これをこのような仕組みといたしたわけでありまして、

可、民間活力というような内容ではないか、かように思われます。本来の民間活力とは若干違っておるうちに、考えるわけなのでございまして。

等にも譲れない、こういうことでございまして、これも国の全体の立場で、そして全国への適正な配置ということも考え、その事業の健全な発展、こういうことを考えてこのような仕組みにいたしたわけでございまして、もとより先ほどからも御質疑がございまして、第三セクターという格好で地方公共団体も関与していただくわけですが、今申し上げましたように、国としてこういった政策的な意義がある、こういうような施設を整備する、これに助成を加えるということとございまして、私もどなたもいたしましてはそれは国が認定をする、そして全国への展開ということを考えていく、こういうことを考えました上でこのような仕組みをいたした点、御理解賜りたいと存じます。

○浜本万三君 この法案を勉強させていただく中で感じたことを率直に申し上げるんですが、確かに内需拡大を民活によって行おうとする気持ちはよくわかるんですが、これを見ておりましたと、先ほど説明のように、たくさんプロジェクトが予定されておるんですが、何か、かつての列島改造ブームの再来のような印象を受けるわけでございます。東京湾の横断道路の建設でありまして、明石海峡大橋の建設でありまして、かようなものが大型民間事業と言われるのに対して、本法案による民生活事業が、まあ、うまいこと言ひ人がおるんですが、草の根民活だそうでございますが、今後この法案が成立をいたしますと、全国的な規模でプロジェクトが先ほど説明されたように展開されると思ひます。また、関連投資も含めてその投資規模が、先ほどでは八兆から九兆というふうに説明をされておるわけでございます。

我々もいたしましては、そういうことを伺いますと、どうしてもかつての列島改造ブームの再来のような気がしてなりません、また、その失敗を考へてみまうと恐しくも思ひます。四十六年当時の円の切り上げから四十八年の第一次オイルショックにかけまして、田中内閣の列島改造計画を背景に展開をいたしましたり、

また、地価を中心とする狂乱物価の経験もしたわけでございます。また、高度成長時代の新産業都市建設促進法等の産業立地政策による重化学工業コンビナートの建設等によりましては、地方財政の圧迫がありましたし、また公害も発生いたしましたし、過疎、過密問題等も経験をしたわけでございます。

そういう経験の中から重ねてお尋ねをするんですが、例えばこの政策を遂行することによって地価の高騰に拍車をかけることはないだろうか、また、当該事業の行われる地域の自然的、社会的な環境にマイナスを呼ぶことはないだろうかというふうなことが考えられるんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、確かに列島改造の当時に、土地価格の高騰とか乱開発とかいう点について問題があったわけでございますが、今回私もどなたもねらっておりますのは、むしろ二十一世紀をにらんで産業の発展基盤を、しかも従来のようにハードのインフラを中心にしたものではなくて、むしろソフトな部分をこの中で整備をしていく、これがまたハイテク時代、国際化時代、情報化時代への対応で必要なことではないだろうか、かように考えているわけでございます。

現在、先ほど御質疑がございましたように、このプロジェクトを今後進めていくわけでございますが、これはそれぞれ地方の経済が、今、草の根民活という御指摘もございましたが、地方経済の活性化を図っていくということとございまして、地方公共団体も大変熱心なこの問題に取り組んでおられますし、地元経済界も大変期待を寄せているわけでございます。そういう一環で、かなりの部分はいわゆる公有地を有効活用していくこと、こういうようなことを考えているわけでございます。私もどなたもいたしましては、したがって、そういう地価の高騰を招来することはないと思ひますし、また、先ほど建設省からも御答弁もございましたように、こういった市街地の都市の再開発、特定

都市開発の問題と結び合わせて、それぞれ建設省あるいは地方公共団体での適切な対応がなされるということでございますので、私どもとしては、御指摘のような土地の高騰ということがこのプロジェクトに関連して起こらないようなことを十分配慮していかなければならないのではないだろうか、かように考えております。

また、環境破壊の点についての御指摘でございますが、これも確かに大変重要な御指摘であろうと存じます。私どもも、今後基本指針をつくってまいります。第三条の第二項によりまして基本指針に織り込むべき事項が定められておりますが、その第二項の第五号に「環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」というものを織り込むことにいたしているわけでございします。したがって、私どもとしては、いわゆる地域の自然的、社会的な環境へ悪影響を及ぼすということがないように、この環境との調和ということの確保には十分気を付けていかなければならないと考えております。過去のそういった教訓は、こういう形で生かしてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 結局、いろいろ聞きましたが、この民生活事業は、地方自治体にツケが回されるのではないかと心配がどうしても起るんでございます。先ほどからお尋ねをして御答弁を聞いていますと、地方公共団体が出資して第三セクターをつくって、そこが事業主体になって事業を行うケースが非常に多いに伺ったわけです。また、例えば施設の建設、保有はデベロッパー等の民間企業が行って、運営は第三セクターが行うように、民間事業者が分担をいたしまして整備をするケースもあるというふうに聞いておるわけでございます。そうした場合について考えますと、事業に伴う危険負担、例えば事業が赤字になった場合、また施設の建設や運営に伴うトラブルが発生いたしました、それを処理する場合等の責任の所在については、本法では明らかになっておらないようにございます。

そういったしますと、結局、自治体が最終的な責任を負うことになるのではないかと申すわけでございますが、その点はいかがでしょうか。これは特に通産省と、被害を受けるんじゃないかと思っている自治省の方からも御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 先ほど申しましたように、このプロジェクト、地域経済の活性化、地方の所得水準の上昇に役立つようなもの、これを取り上げていこう、こういうことでございまして、地方公共団体も熱意を持って取り組んでおられると私どもは承知をしておるわけでございします。

これでリスクが多い場合、地方へツケ回しになるのではないだろうか、こういう御指摘でございますが、私どもとしてもむしろこの民間の活力を活用する。民間の資金、それから民間の経営ノウハウ、経営力を活用していこうということでございます。私どもとしてはこれはやっぱり採算性というのは、この民間のいわゆる経営的な感覚からいいますと十分なる吟味が行われるというふうなふうに思ふわけでございまして、また経営の運営に当たっても、民間の機動性、効率性というふうなものが反映していく、こういうことであらうかと考えておるわけであります。

今、地方公共団体が最終的にはどうだ、こういうことでございしますが、当初からこの民間の資金、経営力を導入しようということが本来の趣旨でございまして、また、それに当たりまして民間も当然資金負担をいたしますし、また場合によっては開発銀行あるいは北海道東北開発公庫からの出資ということが行われますし、また、民間の資金を借り入れます場合には、産業基盤信用基金からの債務保証が行われる、こういうことになるわけでございします。

私どもといたしましては、この事業の採算性という点については、十分地方公共団体あるいは民間も吟味をなさるわけでありますし、今申し上げましたような幾つかの呼び水措置ということがございします。

でございます。したがって、この事業の採算性がうまく見通しが立つように私どもとしても十分配慮していくべきものだと思いますし、また事業主体自身も、先ほど申しましたような観点で十分なる吟味が行われる、こういうことを期待をいたしている次第でございまして、特に地方公共団体へこれを、ツケを回すと、こういうことではなくて、むしろ地域経済の活性化に役立って、地方の所得水準の上昇にもつながるような形で運用にぜひ配慮をいたしたいと考えております。

○浜本万三君 日本のこの社会資本の整備状況を見ますと、欧米に比べまして特におくれていると思われまします。生活関連の社会資本であらうと思ひます。それらの対象が結局除外をされておりました、いわゆる民間活力の意味においては、産業基盤整備を優先して進められておるといふふうに思ひます。

日本の産業基盤というのは、外国に比べましてそんなに悪くないんですが、さらにこれに力をつけましますと、技群の国際競争力を高めるようになります。思ひますし、かえって、国際摩擦が解消するどころか、摩擦を激化させるようなことになるのではないかと心配があるわけでございします。したがって、助成の対象施設はなるべく生活関連の公共施設、例えば下水でありますとか公園等の整備を重点に置くべきではないか、かように考えます。その点につきまして、通産省や、それから国土庁の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、生活関連の社会資本の整備の重要性という点は、私どもとしても非常に重要な問題であると認識をいたしております。例えば住宅の問題あるいはそのほか生活関連の社会資本の整備の問題、この点はもう内需の拡大にも関連をいたしまして、政府部内でも取り上げられておるところでございします。私どもも、実はこういう生活関連の部分についてこういう方式を適用することができないだろうかというところは、いろいろ勉強はしてみた次第でございします。

しかし、今御指摘のような生活関連の社会資本、これがあるものばかり、例えば余暇施設のようなのは、やはり民間として既に定着しておる、また老人ホーム等々の問題については、厚生省におかれましてそれぞれの助成のスキームを持って推進をしておられる、こういうことでございまして、いろいろ現在実施中の諸施策等を対比をしてみますと、やはりこの民間の事業としてこういうようなものを定着さしていける。したがって、確かに投資の懐妊期間は長いし、リスクは高いんですけども、何とか民間の事業主体でやっていると、むしろこういうこと、今申し上げた六つの施設、こういうことが対象として考えられたわけでございします。もとより生活関連の資本というのは重要でございしますが、それはまた別途のスキームで当然推進すべきものであらう、かように考えております。

また、そのように産業の関連施設を整備すれば、むしろ通商摩擦を惹起するのではないだろうか、こういう御懸念でございしますが、私どもももちろん内需拡大ということが非常に重要であると考えておりますし、摩擦の激化ということとは決して好ましくないわけでございしますが、現在考えております特定施設の整備と申しますのは、これはもちろん二十一世紀をにらんだ将来の経済活力の保持を図ろう、こういうことでございしますが、かつてアメリカあるいはその他諸外国が問題にいたしましたように、例えば特定の産業分野を助成し、こういうふうなものではございしません、こういう一般的な政策目的を追求する、こういうことでございまして、これは欧米でも既にやっているようなものでございします。したがって、よくターゲットインゴリシーなどといって諸外国が批判をいたしました特定の分野を強めていく、こういうことではございしません、むしろ広く一般的な研究開発、技術開発を進めていく、こういうことでございします。

とでございますので、特に諸外国からこれは非難を受けるということはないように思っています。国際交流の施設、見本市施設等は、むしろ諸外国は日本にこういう施設が足りない。したがって日本へマーケットアクセス、日本の市場に参入したいと思つても、そういう施設がないためにむしろ入りにくいんだ、こういう批判もあつて、諸外国からもむしろ日本でこういった施設の整備ということが重要になつてゐる点の指摘があるわけでございます。

いづれにいたしましても、内需の拡大ということの効果が期待できるわけでございまして、もちろん私どもとしても、諸外国からそういった摩擦の激化という形にならないように、摩擦解消にはまたいろいろな諸対策を講じながらこの解消を図つていく、こういうふうな思つておりますが、趣旨が非常に内需拡大に資するという点について御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤和男) 今ほど、建設省所管の公園とか下水道のような生活関連の公共施設について民活の対象にならないかどうか、そういうことについてお尋ねと理解しますが、実は昨年夏以来、建設省の方といたしまして、公園とか下水道事業について民間活力を活用するための制度的な実体法の改正を含めた検討をいたし、一つの試案として関係方面にも御協議申し上げた実例がございます。

ただ、内閣法制局等のいろいろな議論の結果、一つは下水道とか公園について料金徴収という形で、全体を一つの収益事業として形成することが非常に困難ではないか。それからさらには、基本的にそれぞれの施設がいわば原則的に公共的な色彩が非常に強くて、公共と民間とのいわば仕切りの問題として、やはり公共が主導的に責任を持つべきではないだろうかという御指摘が各方面でございまして、当面、公園、下水道に関して全面的な民間の参入を制度的に立案するというところを見送つた経緯がございます。ただ、先生御高承のとおり、都市公園と下水道につきまして

は、それぞれの新しい五カ年計画を本年度からスタートさせまして、これについて国それから公共団体ともどもその整備を積極的に進め、諸外国に非常に立ちおくれしている分野について、二十一世紀に向けてできるだけ諸外国並みの施設整備水準を確保したいという希望においてはささかとも劣るところはないと考えておりまして、よろしく御支援のほどをお願いしたいと思います。

○説明員(鎌谷真平君) お答えいたします。我が国の国土基盤整備はこれまで着実に推進をされてきたわけでございまして、欧米諸国の水準と比較をいたしますと、先生御指摘の生活関連施設を初めといたしまして、全体の水準がまだまだ立ちおくれしている、こういう状況ではないかと思つております。このような現状に対しまして、国土の均衡ある発展を図りますため、あるいはゆとりのある、安心感のある国民生活を実現するといふ観点から、官民合辦を促進した総合的努力をこれから国土基盤整備のために進めていかねればならない、このように考えているところでございまして。このような観点から、現在第四次全国総合開発計画の策定作業を鋭意進めている、こういうところでございます。

○浜本万三君 国土庁さんもう結構でございます。次に、自治省の方にお尋ねをするんですが、この法案の助成の中心の一つに税法上の措置があるわけなんです、その内容は国税と地方税の特例措置から成つておるようであります。

地方税上の特例措置といたしましては、対象施設の家屋とか土地に対してかけられる不動産取得税、固定資産税及び事業所税等の減免措置があるようでありまして。これらの地方税は地方財政に相当な影響が出るのではないかと、かように思います。地方自治体に大きな負担になるのではないかと、思うわけでございます。具体的に言つて減免税の金額はどのぐらいになるのか、想定をされておればその内容を伺いたい。また、本件についての感想もあわせて自治省から伺いたいと思ひます。

○説明員(佐野徹治君) 地方税制上の措置でございますけれども、これは先ほどお話がございましたように、昭和六十三年の三月三十一日までの間に取得をいたしました特定施設、それからその敷地である土地、これらにつきまして、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、それから事業所税、これらにつきましての特例措置を講ずることとしておるわけでございます。

これらの特例措置によります減収額でございますけれども、候補として挙げられております各プロジェクト、これらはまだ構想段階のものが多うございまして、現段階では地方税の特例の対象となるべき施設の規模、それから取得時期、これら前提となりますものがまだ明らかでございせんので、現時点におきましてどの程度の額になるかというところにつきましては、まだ申し上げられるような状況ではないところでございます。

○浜本万三君 それではもとに戻しまして、呉のテクノパークの問題について郵政省にお尋ねをいたしたいと思ひます。先ほどテクノパークの事業内容について説明をいただきましたので、大体わかりました。そこで二、三の質問をしたいと思ひます。

呉市は、郵政省のテレトピア構想の第二次モデル都市の指定を受けておりまして、今後積極的に高度情報化社会に向け、新しい地域づくりを進めていくこととしておるわけでございます。しかし、CATV、ビデオテクス等のシステムの構築は、いずれも投資負担が重く、需要も顕在化しているとは言いがたい状況なので、資金調達や採算面で多くの困難が予想されております。

伺いたいと思ひます。○政府委員(奥山雄村君) 先ほど申し上げましたが、呉市におかれましては、テレトピアの指定を受けた時点と相前後いたしましたテクノパークの構想を積極的に進めておられます。その中で、確かにCATVシステム等を基軸といたしまして、今後先端産業等にかかわるさまざまな情報通信システムを構築していく構想だと伺つております。

今御指摘の、今回の法案が、そうしたシステムの構築には資するものではないかというところでございまして、当然のことながら、この法案による箱物といましようか、構築物あるいは土地に対する税制上の優遇措置とあわせまして、システムに対する支援措置というものも必要だろうと考えているところでございます。

そういう見地から、郵政省といたしましては、既にテレトピア構想を打ち出しました一昨年来、テレトピア地区におけるシステムといういわゆるインフラストラクチャーに対するさまざまな支援措置を実現してきております。例えば対象事業につきまして、CATV事業のシステムもその一つでございまして、開銀による財投の融資が受けられる措置を既に講じておりますし、またテレトピア地域において、テレトピアを推進するための推進法人に対しましては、基盤技術研究促進センターからの出資が受けられる道も開かれていくところでございます。また昨年の税制改正の中で、一地域の電気通信高度化のための債務保証を行うための基金、いわゆるテレトピア基金でございますが、テレトピア基金に対する民間からの出捐に対する損金算入の特例措置等も認められておるところでございまして、こうした財投あるいは税制等の措置とあわせまして、今回の法案がさらにこうした地方自治体における電気通信の高度化の構想を促進するものだというふうに考えております。

それで中身について、中身が空疎なものであつてはならないのではないかと御指摘でございますが、そのとおりでございまして、これは呉市

さて、今後をうたったことのために努力をしていくわけではありますが、やはりこの民活法の趣旨ないしは今後の日本の国土の有効利用、そして地域の経済発展等々を総合的に考えた場合に、この今後の民活プロジェクトというのは、可能な限り全国広く展開されなきやならぬ、またされることが望ましいというふうに考えておりまして、私たちも、そういった方向での努力をしていきたい、かように考えます。

○浜本万三君　もう一つ、広島テクノポリスの間

題が残っておりますが、私の持ち時間が三十七分ということでございますので、またの機会に譲りまして、きょうの質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○梶原敬義君 この民法法案につきまして少し勉強したんですが、どうもびんごないところがある感じがします。非常に素朴な質問になるかも知れませんが、今から質問をさせていただきます。

最初に、特定施設をつくった場合に、これは株式会社で運営するという方向のようでありまして、その場合に一体出資はだれがどうするのか。特に、もし地方の場合で考えますと、国が出資をしないならば、市町村の出資の割合を、非常に高い割合を期待するんじゃないか、こう感ずるんであります。この点はいかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、これは民間事業者あるいは第三セクターのケースも多々あると思いますが、それが株式会社という形で事業を実施することになるかと思っております。その場合に、出資者がどうか、こういう御指摘でございますが、第三セクターの場合には、当然地方公共団体が出資をするということになります。今若干こういうプロジェクトが地方で検討されております範囲で見ますと、一、二割あるいは三、四割というケースが多いように思っています。もとよりこの出資の場合には、民間ももちろん出資をいたしますが、また国の方からは、政府金融機関でございますが、開発銀行あるいは北海道東北開発公庫からの出資ということも期待されるわけで、一応そのような財政投融資計画の準備を整えておるわけでございます。

したがって、私どもとしては、そういった第三セクターの場合でも、地方とそれから民間と、場合によってはそういった政府金融機関も参画する形でこの事業がうまくいくと、こういうことを期待をいたしている次第でございます。

○梶原敬義君 まあそれぞれのケースによって違うと思うんですが、もうかるところは、それは民間だけでやってもそう地方自治体に期待をしない

かも知れない。それは恐らく人口の非常に集中してあります東京都周辺とか、あるいは大阪周辺、こういうところはそう問題はないと思いますが、私ども地方で考えますと、やはり民間活力と、こう言っても、赤字法人率が六割を超えておりまして、円高の影響でもそうもうかた企業もない、地場企業でもごく一部です、資金的に余裕があるのは、しかし、県、国が言う、県知事が音頭を取り、そして県知事の後援会の中心メンバーの皆さんが旗を振れば、やむを得ず地場の財界の皆さんも泣き泣きついていくというのが最近の実態であります。

そして同時に、市や市町村に対して、こういうプロジェクトが何かやるために金を出してくれと、こういうことですから、非常に中では不満がくすぶっております。これは私のおところだけではない。それは各県共通して恐らく過疎地域では言えるんじゃないだろうか、こう思うんであります。したがって、こういうような趣旨は、私はよくわかります。地方に民間の資金を導入して、先ほど答弁がありましたように、民間の経営者のノウハウを取り入れて、そして地方を活性化させるんだと、こういう局長の答弁でありましたが、そういうことを本心に考えるならば、非常に雇用状況もいい中央、要するに有効求人倍率等の非常に高い地域と、もう仕事のない、有効求人倍率が今〇・三から〇・四のところをふらつておる地域だつてたくさんある。そういう地域と、こういう恵まれた地域と、区別して政策を立案すべきではないか。

助成措置にも、そういう悪いところは、厳しいところはもっと力を入れる。いいところはそんなに政府は力を入れない。どうも一律にずうっと流れておりまして、結果としては、私は想定して見ますと、こういうような通産省で言っていますリサーチコアとか、あるいは国際会議場とか情報化の基盤施設、ニューメディアセンターとか、あるいは郵政省の言っておるようなことをまともに地方が聞いてやって採算がとれるというところは、恐らくないでしょう、これは。採算がとれるというところはほとんどないでしょう。しかし、やらざるを得ない。地方を活性化するためにやるうじやないかというところでやるわけでありまして、だから、株式会社でやるという以上はやっぱり利益を出さなきゃいかぬ。そのためにはもう少し、地方のやり方に対してもっと何か別な力を入れるとか手を入れる、こういうことをぜひ考えていただきたいんで、どうもこれでは内容に私は大変不満があるわけですが、その辺をお尋ねいたします。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、大都市圏、この方がいろいろな意味で経済的な集積が高いというわけでございまして、民活という場合にはそういうものがむしろうまく効果が上がるんじゃないか、こういう点は確かに一つの方向であるかと思ひます。そういうことで、むしろ国土の均衡ある発展ということから、地域経済、これをどうやって活性化するかというところは私どもも非常にこれまで努力をしております。私どもも所管に關する限りにおきましては、いわゆる工場再配置計画あるいはまたテクノポリス計画等を進めながら、そういった地方の経済の活性化、国土の均衡ある発展ということについては大いに力を入れておるわけでございます。

今回これが採算に乗るかどうか、こういう御指摘でございますが、確かにここに考えておりますような特定施設というものは、従来は余り民間ではやっていないようなもの、あるとすれば公共的な分野でやっていったようなケースが多いわけでありまして、最近のような状況で経済的にもある程度進んでまいりますれば、うまく呼び水を用意することによりまして、民間の事業としてこれを定着させていく可能性はある、そういうものを取り上げたわけでございます。

もとより投資の償還期間が長い、リスクが大きい、こういうことでございますから、ただ単に、民間だけでさあやれといつてもなかなかできない。したがって、こういった呼び水を用意し

たわけでございますが、確かに運営上果たしてうまくいくかどうか、こういうような御懸念がございしますが、私どもとしてもいよいよそれそれ実情に合わせた形で助成策を講ずるというようにすることによって、私どもとしては何とか定着させていきたいと思っております。

例えば、一例を挙げますと、仙台に半導体研究所というのがございまして、これはもう既に二十年ぐらいたつておると思ひます。当初は確かに採算は悪うございましたが、現在では地域のニーズに合った受託研究を実施するというようなことで収入も確保する、こういうことがございまして、私どもとしても、もとよりこの運用面に当たりましては、できるだけその地方の実情に沿った形で運用をしてまいりたいと思ひますし、また今申したように、地方の経済の活性化という点については、今後とも我々は、本法案のみならず、いろいろなあらゆる手段を動員して、地域の活性化という点については取り組んでまいらねばならない、そういう重要な課題であると認識いたしております。

○梶原敬義君 局長ね、私はぜひポイントとして考えてもらいたいのは、政策を、中央も地方も一律です、これは。仙台というのは新幹線が走りましても、もうかつての宮城県ではないと思ひますよ。だから、非常に地方のことを本心に考えておられるなら、やっぱり本心に敵しい地域とそうじゃない地域というのはいくら出てくるわけですから、その助成措置についても、もっと地方のこういう弱いところは手厚くする、比較的いいところはさうもうしなくともいいと、この辺の使い分けを、さらにこれは今後検討していただきたいと思うんであります。

問題は、国土の均衡ある発展というお話が出ましたが、大臣にもよく聞きますが、国鉄を分割・民営化しまして六つの企業に区分しますとね、我々が住んでおります大分県なんかは、もう永久に新幹線は恐らく走らないでしょう。国鉄再建監理委員会の答申の内容を見ますと、とにかく減価

償却に見合うだけしか設備投資はしない、こうな
って、そして政府が一兆円の財政資金を、三島基
金を上げるからその運営費で賄えと、そうします
と、年間十一兆円の計算が出る、こういう計算に
なっている。

ところが、九経連の皆さんが独自に計算した
ら、そうじゃなくて二百数十億円の、二百五十億
円を超した初年度は赤字が出る、こういうような
形になっている。国鉄問題を議論するつもりはな
いんですが、分割されると地域が均衡ある発展に
はならない。非常にまたさらに厳しくなる。もう
新幹線の走るところと走らぬところの差がつく、
そういうような状況であります。

それから、町村における過疎がやっぱり今、こ
れは鹿児島、宮崎、大分、九州でもあるいは北海
道でもどんどん進んでおります。それから、中小
企業の倒産が非常に高い割合で進んでおります。
それから、先ほど言いました雇用の問題が大変で
す。もう学校出てほとんど職がないんです。
有効求人倍率が、東京周辺では〇・八、要するに
求職者に対しては求人が八割ぐらいあると。東海
地方は一・一とか何とか、こう言っている。大
体、北海道や我々のところというのは〇・四前後
でしょう。非常に厳しい。

こういう厳しい状況の中で、こういう政策を地
方の活性化のためにやるといふならやるよう
に、もう少し地方に地方らしく、そういう地域に
対しては一体どうするのか。もうそこは切り捨て
てしまえというのか、いやそこはもつと力を入れ
る、国土の均衡ある発展を目指すというのか。口
ではずつと言われているが、どうもこの法案
の中身を見てもそうなのではない。出資をせよと
言っても、泣き泣き出資をせざるを得ないような
中小企業の経営者の皆さんの状態だろうと思われ
ます。そういう状況について、私もさつきいろい
ろ言いましたが、大臣からお考えをお伺いたし
ておきたいと思うんです。

○国務大臣(渡辺美智雄) 九州に新幹線の話で
ありますが、これも別に具体的に事業費がついて

どんないつまでにやるといふことに決まってい
るわけではありません。私は、宮崎それから大
分、福岡、これは高速道路を速やかにつくって結
ぶべきだろう、そういうふうに考えております。
応援しますよ、だから。

この案は、大都市だけというわけではなくし
て、既に手も挙げている地域でも、地方都市
がかなり手を挙げております。大分県なども、
先端技術産業を育成しようという熱意が大変ござ
いますので、何かそういうようなものの将来に役
立つような研究基盤なり何なりをつくっていくと
いうことは、やはり将来のために一つの拠点をつ
くることではありますから、私は決して役立たない
ということではないと。今後ともいろんな施設を
やる上において、首都圏集中というところは余りよ
ろしくないもので、できるだけ地方の主要地域にそ
れぞれ拠点を設けて、そういう地域が核となって
地域の発展ができるようなことを考えていく必要
がある、かように思っております。

そういう意味で、この法案は、利用の仕方にも
もちろんよります。地方がそういうことに興味
がないというなら別ですが、大分県知事などは、
この先端技術問題では、私は九州では大変熱心な
一人ではないかと思っております。県とよく
御相談になれば、大分県のために法案になる
というふうに信じます。

○政府委員(黒田明雄) 大臣の御答弁に尽きる
わけではございますが、若干事務的に私どもの施策
を説明させていただきます。

通産省では、国土の均衡ある発展、地域経済の
振興というのを大きなねらいとしていたしまして、
工業再配置計画を持っています。最近、国家財政が非常に困った状況にあると
いうことで、財政の持つ所得再配分機能というも
のは、将来に向かってそれほど大きいものを期待
することができない状況にあるというふうに認識
いたしております。そのために、地方経済の振興
のためには、もう自律的発展の基盤をつくらなけ
ればならないという考えを持っております。

のためには、テクノポリス、これは現在の我が国
の置かれてある社会経済情勢、それに産業構造の
発展の方向、資源小国としての国際的な観点から
見た将来の可能性といったことを考えまして、高
度技術の集積都市を地方につくっていくのではな
いかという発想でございます。

このテクノポリス十八地域について、既に承認
を得て着々と進捗を始めています。テクノポリ
スが、現在一番求められておりますのは、テクノポ
リスのいわゆる母都市機能、これは都市的な機能
を提供することによってテクノポリス地域全般の
発展の種になる、そういう機能でございます。す
けれども、この母都市機能の強化というのが非常に重
要な段階でございます。この母都市機能といたし
まして最も重要と思われるのは、研究開発機能
でございます。情報機能でございますし、人材
育成、養成の機能でございます。こういった機能
を強化することによってテクノポリスの地域の発
展、つまり地域経済の自律的基盤の整備につな
がっていくという発想でございます。

今回提案の法律は、テクノポリスと密着した形
では提案されておられませんけれども、その多くは
テクノポリス地域で利用されることになっており
まして、また、ここでもその大きな効果を発揮
するといふふうに考えております。したがって、こ
れは、そういう意味で地域経済の振興とあ
るいは国土の均衡ある発展に大きく寄与するもの
であるといふふうに考えている次第でございます。

○梶原敬義君 テクノポリスも、ニューメディア
構想とかもまあわかるんですが、それは言って
も、実際はなかなか雇用効果というのはいないん
ですよ、小さくて、少ない。だから、さらにもつと
いろいろやるということでしょうから、私は何
もそれをやるなというのを言っている人ではない
し、そういう方向でやってもよろしいとして、皆
さんが言っているこのようなやり方でやっても、こ
の周辺なら恐らく株式会社でやってもよくいくで
しょうけれども、地方で株式会社組織でやっても、

何とか採算がとれて、迷惑をかけぬでいくような
ことになるといふ自信がありますかね。どうもそ
このところがわからぬ。

だから、そのところは区分けをして、もっと
助成するんらする、本当にそう言うんなら。た
だ、これは民間活力導入で箱物だけつくって、そ
こでばつと効果が出て、まずそれに目的があるな
らそれは別ですが、そうじゃない、国土の均衡
ある発展で、これから二十一世紀へ向かって地方の
技術も高めるといふんなら、この組織をつくっ
て、この組織が地方ではうまく回転するとは私は
思っていないんですが、そういう自信ありますか
ね。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、これ
は、民間事業としては余り経験のない分野でござ
います。また、それだけに、いわゆる民間の事業
感覚というものを取り入れてやっています。また
必要の呼び水、助成策を用意しよう、こういうこ
とでございます。

御主張のように、地方でも確かに場所によって
状況が違います。したがって、私も、私も、
ここで、例えば開発銀行あるいは北海道東北開発
公庫からの出資あるいは融資、こういうものはご
ざいます。それはもちろんそういう地方のそ
のときの状況によって弾力的に運用、助成を高め
ていく、こういうことは可能であらうと考えてお
ります。おっしゃるようによれば、もうほうほう
ついていくというものであるならば、もうほうほう
ついていくというものは、もうほうほうついてい
くという民間がどんどんやるわけではあります。
ほうほうついていくのはなかなかそういうことができ
ない、しかし、こういうことをやらないと、例
えば地方の産業でも技術革新に追いついていけ
ない、したがって共同的に開放的な研究施設をや
っていく、また中小企業も大いに利用させてやっ
ていく、こういうことを考えているわけではござ
います。

運用を十分考えていかなければならないという点は、御主張のとおりであらうと思います。その辺は、我々としても十分留意させて運用に当たりたいと思います。

○梶原敬義君 それから、大臣、民間活力、民間経営のノ－ハウを取り入れるということが非常に大きなウェイトになっておるんですが、私は国会に來まして、前から、私も民間の企業でいろいろ計画を立てたり、企画立案して、もうかることはないかと大分やったこともあるんです。だから、余り民間、民間と言われても耳ざわりでしようがないんであります。一体官で、じゃ公共的な面になぜやれないのか。どうしても私はわからない。なぜやれないのか。相当能力のある人ばかりおって、どうして官でやるとうるやうなやれないのかかわらない。

神戸が、ポートピアとかあるいは六甲アイランドとか、こういうのをつくって、あるいはいろいろな事業をやっている。二人の市長がそれぞれの特色を生かしながやっている官の仕事がほとんどうまうまいっている。そこにはさんずいへんがないと、こう書いてあるんですね。これは「六甲海へ翔ぶ」という日本経済新聞の神戸支社が出した本ですが、さんずいへんがない。さんずいへんとは何かといったら、汚職がないというわけですね。だから、トップが非常に厳しく、市長が本心に姿勢を正して、そして厳しく対応すれば、末端まで、一人一人の人材まで氣を使つてやっておるやうですが、そこには汚職がない。

それではそれを請け負っている土木企業や何かが全部つぶれていくかというやうでもない。だから、適正な事業価格を請け負って、それでやっているんでしようが、だから官で民間の経営のノ－ハウだけという、最近財界の皆さんやあるいは総理大臣が、とにかく民間の経営方式を取り入れなければいかぬのだ、こう言えば通産省の幹部から何かみんなそう言わなければならぬのか。私はもう情けなくてしようがないんです。だからその点について、民間活力という言葉は耳ざわり

でしようがないんですが、大臣ちょっと御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは一般論と特殊ケースと私は違ふと思います。立派な人がおつて、民間並みに能率を上げさせるような創意と工夫と努力をやつていくと、下の方もそれにみんなが心服してついていくやうなものであればうまくできないというのではないでしよう。しかし、一般の場合には、やはりお役所仕事というの、どうしても安全第一、正確第一で、決められた時間内しか余りやらないし、余計やつても月給が余分に上がるわけではないし、賞与が人より余計もらえぬわけではないしということになると、やはり無難な方がいいということになります。やれやれ民間の方は自由がききますから、よく働いた人には月給も上げるし、賞与もやるし、だめなやつは首にもするし、それから月給もボーナスもやらぬ。したがって、信賞必罰自由自在とまではいいないけれども、かなり張りがきくということとやりやすい。お役所は、また予算にこだわりの過ぎで予算の流用ができない。したがって、余った金は来年予算がつかないからといって無理して使つちゃう。必要なところへ予算は回らない。一年半も先の見込みはなかなかできない。そういうような時代の変化、経済の変化に順応した活動というのはどうしても規則づくめの役所ではやりづらい。これが私は一般論だと思つております。

しかし、全部できないというわけではない。そういうところへもつてまいりまして、今度はお役所側にはお金がない。やりたくても金がないんだから、だからやりやうかといつてやらんでおいたのでは内需拡大にならないといふことで、まあいろいろ考えた結果、ぎりぎりのところでこういう法案を出して、まあできるだけひとつ内需拡大と将来の展望の基盤づくりというためにやろうといふことで出したものであります。だから、これはお役所は全部だめだと私は申しません。一般論として、私が言ったのが傾向値としては高い

といふことは言えるんじゃないかと思つております。

○梶原敬義君 そこは大臣、私は、長いお話の中でじゃなくて、一言ちょっと根本が違ふところがある。それはなぜかといふと、もし民間的な手法あるいは一年置きの決算にならされておるといふのなら、そうじゃなくて、企業的な頭になつてもらうやうな教育を、大臣からずつと幹部がすればいいし、あるいは汚職のないようにそこをきちつと姿勢を正せば、政治のトップから総理大臣から姿勢を正していけば、私はそれが変われば東京部も変わるし、各市町村も変わる、知事も変わってくる。まずそこを放棄をしておつて、そして民間に逃げ込むというやり方がもう大體根本が違ふのである。それはもう御答弁要りません。

それから問題は、一兆四千億の、当面これを使った場合には、先ほどの浜本議員の質問に対して内需拡大効果がある。そして恐らく八兆から九兆円の拡大波及効果があるだろうと、こういうことであります。私はこれも局長が言われましたが、それではこういうやうなことをやらない場合、果たして八兆から九兆に及ぶ内需波及効果が消えるのか、これはまだ疑問であります。

そうじゃないでしよう。恐らくはうつておつてもこの種の関係の技術というのは自然にどんどん進んでいくでしようから、民間も情報取り入れて進んでいくでしようから、八兆から九兆といふのは、これをやつたから八兆、九兆の波及効果といふのはちよつと余分ではないでしようか。もしそういうやうな計算が出ておれば、資料を、きょうは無理でしようから、後でいただきたいと思つて、その辺について御答弁をお伺いして、きょうは終わります。

○政府委員(福川伸次君) ここで、私どもとしては、これをほうつておいてはなかなかこの事業が開始していかないといふことで、こういう呼び水を用意をいたしたわけでございまして、ここに考えておりますやうなリサーチコアある

いは国際交流の諸施設、こういうのは、確かにそういうことによつていわゆる地方の経済は活性化するのでありますし、また国際交流施設などの場合には、あるいはそういった周辺にまたホテルが建つとか、あるいはまたいろいろ人の集まる施設ができるとか、あるいは住宅もできるとか、こういう格好での波及があるわけでございます。そういうものを今、どういう展開で、プロジェクトを中心にしたしてどういふものがあるかといふことを幾つか集計をいたしましたところ、大体そういうことでございまして、

もとよりこのプロジェクトはそんなに確たるものではございませんし、今後まだ練り上げていくことでございまして、その数字自身は現時点での試算といふことでございまして、それはさらにプロジェクトが熟してまいります過程で、その辺の数字は変わりますことは御理解賜りたいと思つております。

なお、詳細の点につきましてはまた別途御説明させていただきます。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時三十六分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田代富士男君 民活の問題につきまして最初にお尋ねをいたします。本来であるならば、通産大臣が御出席でありましたならば、通産大臣にいうことでございまして、国会の運営上まだいいでございませぬが、大坪政務次官もいらつしやいますからお尋ねを申し上げたいと思つて、御承知のとおり、我が国の経済は、民間の自由で活発な経済活動によりましてその大衆が支えられておまして、それはまさに競争原理によつて

てなされていると言つても過言ではありません。政府においては、激しい競争を勝ち抜くために日夜闘つておられます。民間事業者をもちろんだに置いてのことと思ひますけれども、今日におきまして民生活と、こういうことが声高らかに言われておりますけれども、その理由なり背景につきまして、政務次官からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大坪健一郎君) 激しい競争社会を生きておられます。民間事業者の方々の能力を、この際全面的に活用するという考え方が出てまいったかという点につきましては、いろいろ事情ございしますけれども、率直に申し上げまして、全体としての我が国の経済の状況の推移の中で、特に国家の財政の推移の中で、財政的な能力そのものとの兼ね合いの中から出てきた点もあるかと思ひます。

特に、何と申しますか、経済を活性化する場合に、財政的手段が限られておるといふような状況であります。然るに競争社会の中で激しく活動しております。民間の方々の力を公共関係の方にもお手助けいただくという形をとらざるを得ないのではないかと、この点もあらうかと思ひます。それから、全体の経済の構成を見ましますと、財政的には大変苦しいわけでございますけれども、民間の資本形成は非常にキャパシティが大きくなつております。日米間の経済的な推移などを見ても、非常に大量の資本が米国内に動いたりするやうな状況もございします。

そういう民間の力を国内でもっと積極的に活用すべきではないかというやうな国際世論もある時代でございます。全体として財政的な力を補うという意味でも、民間のお力をかりたいということが重要な問題ではなからうか、そういう観点が入つております。

○田代富士男君 政府が初めて民生活というのを口にするやうになりました。数年になると思ひますけれども、この間の民生活を導入される手法を研究開発しておいでになられたと思ひま

すが、その成果はどういう成果が上がつておるか、この点についてもお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 民間活力は、今おっしゃいましたやうに経済活動の中での一つの基盤になつておるわけでございます。

どのような手法があるかというお尋ねでございますが、一つは、道路あるいは空港といったやうな公共事業そのものの民間の活力を導入しよう、こういうやうなケースでございます。例えば関西空港とかあるいは東京湾横断道路とかいったやうなプロジェクトがそれに当たるのではないかと考えております。

それから二番目が、規制緩和によりまして民間事業活動の拡大という面でございます。例えて申しますれば、電気通信事業の民間への開放、あるいは建築物についての高さの制限とか容積率の緩和とか、こういういわゆる一般的に規制緩和と言われるものが民間の事業活動の拡大になるというのが第二の範疇であらうかと思つております。

第三の範疇が、やや性格は異なるかと思ひますが、もう一つは国有地の活用ということでございます。国公有地を活用いたしまして都市再開発をしようというやうな問題があるかと思つております。

それからもう一つは、公共事業に準ずる——純粹なる公共事業ではございませんが、公共事業に準ずる政策的な意義のある公共的な事業分野に民間の活力を活用していく、こういうことでございまして、これが例へばこの法律で考へておられるやうなもので、従来は公共的な部門が実施をしておりますものを民間のビジネスで結びつけていく、そういう呼び水によつてこういう施設整備を整備を促していく、このやうな四つぐらゐの分類があるのではないかと考へております。

昨年の十月の十五日に内需拡大策を決めました。その中にも今申し上げたやうな趣旨が入つております。さらに年末、それから最近の四月の総合経済対策、こういったあたりも今申し上げた

やうな趣旨で整備されておるのではないかと考へております。

○田代富士男君 ただいま民間活力が基盤になつておるといふことで、四項目はどの手法を説明いたしたか、その手法のうち、国有地の払い下げの問題についてお尋ねしたいと思ひます。

まず第一番目は、政府はこれまで貴重な国有財産であります。国有地を払い下げしてきましてけれども、その目的と実績をお尋ねしたい、これは第一点です。

また第二点は、これによりまして商業地域では六〇%を超える周辺の地価の高騰を招来していることに對しまして、何といひますか、無定見のそしりを免れないと思ひますけれども、この点についての考へはどうなにか。

第三番目は、国有地の払い下げだけでなく信託に供すること等、法改正を待つべきものは待つてから、長期にわたる有効活用を図るべきではなかつたのかと思ふんですけれども、この点はどうであつたか。

第四点は、これまでに既に払い下げられた国有地と、今予定されております国有財産法の改正の対象となる国有地とは、財政上どちらが有利であつたのか。先に払い下げた方が有利ではなかつたのかという、こういう見方もされておりますけれども。

まとめで四つ質問いたしました。お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(川俣健君) お答えいたします。最初の国有財産の払い下げの目的と実績でございます。

国有地につきましては、国民共有の財産であるとともに貴重な国土としての側面を有していることから、これを公共目的に使用することが基本でございます。同時に昨今の都市問題、土地事情にかんがみ、国有地をできるだけ有効に活用するということも当面の国有財産行政の重要な課題と考へております。その際、公用、公共用優

先の原則は維持しつつも、国内民間需要の喚起、経済の活性化等の見地から、極力民間活力を活用していくことについても配慮しているところでございます。

なお、処分実績につきましては、先般の五年度、昭和五十五年度から五十九年度におきます大蔵省所管一般会計所属普通財産の売り払い実績の累計は、公用、公共用のために地方公共団体へ払い下げたものと、あるいは物納財産等の貸付財産を売り払いへ移行したもの、あるいは旧里道、水路等を隣接地主等へ売り払ったものを含めると、件数にして約九万二千件、面積にして約四千八百ヘクタール、金額にして約三千二百億圓というふうになつております。

次に、地価との関係でございますけれども、公用、公共用の用途に供しない国有地の処分にあたりましては、会計法令等で隨意契約によるものが認められていた場合を除きまして、公正性、経済性を確保する観点から競争入札によることとしております。その際、都市部に所在する一定規模以上の土地につきましては、五年間の所有権の移転禁止条件を付すこととしております。さらに必要に応じては、二年以内に建設工事に着手し、五年以内に当該工事を完成すること等の条件を付して、地価対策の面についても十分配慮しているところでございます。

それから、三番目の信託との関係でございますけれども、土地信託につきましては、最近土地の有効活用手段として活用され始めました制度でございます。民間においては急速に普及してきておるところでございます。国有地につきましても、極力民間の活力を活用してその有効活用を図ることが要請されておることから、国有地に土地信託制度を導入して、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資することとしております。したがひまして、大蔵省としては、法改正を受けて、信託により国有地を長期的に有効活用できる具体的事例があるかどうかについて検討

してまいりたいというふうに考えております。それから、払い下げと信託とのメリット、デメリットでございます。

国有地の管理、処分につきましては、公用、公共用優先の原則を基本的に維持しつつも、この原則を損なわない限度で、極力財政収入の増加を図ることを当面の基本方針としております。したがって、国において使用する見込みのない土地につきましては、極力売り払うことにより財政収入の増加に資することとしていくわけでございます。

しかしながら、例えば分譲型の土地信託の場合には、一般に建物建てる分譲することになりますので、土地の開発利益を享受できるという面もございまして、また建物つきで処分されるので、土地のみの価格が具現化しないというふうにも言われております。また、信託の仕組みを活用して複雑な権利調整も図り得るといふような、売り払いと異なる長所を信託は有しているというふうにも考えております。したがって、土地信託制度導入のための法改正が行われれば、国有地のより一層の有効活用及び処分の促進等が可能になるものというふうに考えております。

○田代富士男君 たいだいま国有地の払い下げの問題について質問をいたしました。関連をいたしまして、国鉄用地売却についてお尋ねをしたいと思ひます。

この国鉄の財政というものは、非常に逼迫しておることは御承知のとおりでございますが、そういう立場から所有地の払い下げ等も行われていると思うわけでございます。財政の再建のためには、この国鉄用地の売却が至上命題となつておりますけれども、これまでにも、売却された土地が短時日のうちに売却価格を相当に上回る価格で転売をされている。この事実が、北海道の北見市等においても御存じのとおりです。事例は省略をいたしますけれども、こういう事例を見ますと、国鉄の見通しの悪さというものが指摘されたこととありますが、土地の売却についてそのほかにも問

題があると思ひますけれども、そういう立場から私はお尋ねをいたしますが、まず第一番目に用地売却の実績並びに今後の売却予定を説明してまいりたい。

第二点には、国鉄が売却しました不用地といえども、東京の都心の一等地では相当の高い値段で売却をされて批判され、また財政再建に寄与すべきものが安過ぎて、再建を至上命題とする国鉄にとつて必ずしも適切ではないという別の批判があることも事実であるわけでございます。一方では、周辺の地価の高騰を招くことを憂慮する立場からは、高過ぎる取引には反対の声もあると、こういう問題が提起されておりますが、国鉄といたしましては、この両論の間にどう対応していくつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。これは運輸省と国鉄と両方からお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(山口良雄君) では、まず国鉄の売却実績から申し述べます。

五十八年度につきましては、件数が千八百七件、面積が二百七十七ヘクタール、金額千六百五十七億円でございます。五十九年度につきましては、件数が千六百六十七件、面積二百四十二ヘクタール、金額千五百二十三億円でございます。今後の六十年度につきましては、現在決算の集計をしておりますのでまだ結果が出ておりませんが、ほぼ五十九年度と同等の金額になるというふうに予想されております。また、六十一年度の資産充当予算額につきましては、前年度、いわゆる六十年年度千六百億円でございますけれども、これにつきましては、これを達成するよう努力する所存でございます。

次に、用地の売却に關しまして、国鉄といたしましては、非事業用地の売却に当たりましては、公正さを確保するということとを第一義的に考えております。また国民負担をできるだけ軽減するということから、公開競争入札を基本といたしまして、適正な価額で処分するということが最適であるというふうに考えておるわけでございます。

なお、清算事業団におきましては、法律に第三者機関を設けるということになっておりまして、資産処分審議会が設置されることになるわけでございますけれども、用地の売却に当たりましては、これらの方の意見を聞いた上で、公正かつ適切な処分の実施を確保するために、一般競争入札の方法に準じた方法、その他運輸省令で定める方法で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○説明員(岩村敬君) お答えいたします。

ただいまの国鉄の方から御答弁申し上げたことでは、ほゞ尽きておるわけでございますが、今回の国鉄改革、我々のいろいろ試算しているところによりますと、三十七兆円余の膨大な長期債務を処理をしていくということが一つの大きな課題になっているわけでございます。これがうまくいくいかにかいかに、これが国鉄改革全体に非常な大きな影響を与え、それが国鉄改革全体に非常な大きな影響をいかに処理をするか。その一番大きな財源として、現在国鉄が有しております土地のうち事業の用に供しないもの、これを処分することによってその長期の債務の償還に充てていくということとで閣議決定もいたしておりまして、また現在、国会の方には法案を御提出申し上げているところでございます。

その際、今先生御指摘ございましたように、今申し上げたような国民負担を減らすという観点から申し上げますと、先ほども国鉄が御答弁いたしましたように、適切な価格で、またそれが公正に売られていくということが肝心でございます。

一方、その土地の周辺の地価等に対する影響、これはもとより、もつとも我々も投機なりに用いられて地価が暴騰するということを求めているわけではないわけでございますが、そういうこととどう対応するかというところが一つの課題でございます。また、やはり国民の負担を軽減するという観点からは、公正かつ適正な価格で、時価で売られていくということがやはり大きなポイントではないだろうかというふうに思っているわけでございます。

いまして、今回の御提案の法案の中にもございまして、例えば資産処分審議会の御意見なども聞きながら、公正さと、それから適切な価格といったことについては十分配慮しながら処分を進めてまいりたい、こういうふうにも思っております。

○田代富士男君 国鉄用地売却のことについてお答えをいただきましたけれども、都心の一等地といふのは、土地を購入する側から見れば、収益性が高く魅力のある土地であることは間違いないわけなんです。財政再建のためには間違いながら、そのような土地を国鉄が、ただいまもいろいろ御答弁の中で御説明がありましたけれども、そういう説明はあつたにしても、やすすと手放すことは一時しのぎにすぎず、私は、長期的視点から見れば、これは欠けているのではないかと、こういうことをやるのは間違ではないかと、こういう考えを持っているわけでございます。

そこで、政府は今、国有財産法の改正案を提出されておりますけれども、そういう提案理由につきましては大蔵省からと思ひますけれども、お願いいたします。

○説明員(川信雄君) 国有財産法に信託制度を導入するための法律案を現在国会に御提出申し上げているわけでございますが、その提案理由について御説明申し上げます。

土地信託制度は、最近土地の有効活用手段として活用され始めた制度でありまして、民間におきまして急速に普及してきているわけでございます。国有地につきましても、土地信託制度を導入し、国有地の管理、処分の手段の多様化を図ることにより、その一層の有効活用及び処分の促進等を図ることが適当と考えられることから、今回法律改正を御提案申し上げているところでございます。

○田代富士男君 たいだいま国有財産法の改正についての御説明がありましたけれども、私はこの国有地の信託方式の導入についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

この土地信託による国有地の長期有効活用によりまして、民需の拡大と財政再建に大きく役立てていくというものではないかと思うのでございませうけれども、財政再建という重い課題については、国鉄もまた国も、その立場は共通しておられますけれども、国有財産と異なりまして、国鉄用地につきましては、御承知のとおりに面倒な法改正の必要もないのでありますから、直ちに土地信託に供することができるところで、現在のところ、この国鉄の長期債務の返済計画は明確ではありませんけれども、一時棚上げされるものが最終的に返済されるのは、現在見込まれているのは五十年以上もかかると言われている、こういうことを考慮していくならば、収益性の高い用地の有効活用についても、もっと柔軟性を持って対応していくべきではないか、私はこのように思うわけでございます。

特に、売却に伴う、ただいまも質問いたしました周辺地価への影響、あるいは長期的視点に立った国鉄財政再建などを考えていくならば、この土地信託の活用は十分検討に値するものであると思っておりますが、この点につきましてはいかがでございますでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○説明員(岩村敬君) お答え申し上げます。土地の信託制度につきましては、その導入の目的といたしまして、必要性として、一つは土地の所有者がみずから管理なり運用ができない、その力に欠けるというようなケースであるとか、それから、その所有権を事実的に手離さないで他の方に運用していただいて、そこから収益を得るといったようなことが本来の信託の目的であったのだらうと思っております。

そういう観点からいたしますと、国鉄の土地の処分にあたりまして、今すぐ信託制度というものを導入することが意味があるのかどうか。現在民間でやっております信託制度をちょっといろいろ研究させていただいたところで、例えば、運用の利回り一つ見ましても、土地を今処分していくというのに比べて必ずしも有利でない、むしろ

んみずから土地が処分できないといういろいろな事情のある場合は、それは非常に有利なケースもございまして、その処分と比較して必ずしも有利でないといったような、そんな事情もあるわけございまして、特に今、一般的に民間で広く行われている管理信託等をとって見ますと、果たしてその制度のままで現在の国鉄用地の処分に当てはめていくのかどうか、いろいろ問題があると思っております。

特に、先ほど申し上げましたように、国鉄は三十七兆という膨大な債務をこれから処理していかなくやいけないわけでございまして、その生じてまいります金利だけ見ましても、数兆に上る大きな金利を生むわけでございまして、そういったものが債務の償還、何十年という長期でこれからやっていくことになるかと思っておりますが、その間の、例えば金利と信託から生まれる運用益との比較数量であるとか、こういったことをいろいろ考えてみましても、今民間で行われているから直ちに国鉄の用地にそれを導入するということは、これまたいろいろ問題があるかと思っております。

そういう意味で、我々、引き続き、信託制度が国鉄の用地処分それから国鉄の長期債務の処理に有効なものかどうか、さらに検討を続けさせていただきます。かように考える次第でございます。

○田代富士男君 国有地の払い下げなどという手法は、売ってしまったらもうおしまいということに結果的になるわけです。財政に及ぼす効果としては、永続性がなく、一時しのぎにすぎないのではないかと懸念をしておりますが、むしろ公有地の拡大というのは、これまで推進してきた一つの重要な政策の方向でありまして、政府が財政の事情だけを考えただけでは片手落ちではないか、このように私は思っております。

この問題等については、今政府に特命相が任命されておりますから、そちらに尋ねた方がよいかなと思っておりますが、きょうは御出席でないものですから、これも大蔵省に、かわって答えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○説明員(川信雄君) 国有地を処分するかどうか決める際におきましては、政府としまして、その財産が公用、公共用に使う見込みがあるかないかというのをまず考慮いたしまして、将来とも公用、公共用として政府として使う予定のないものにつきましては、さらに地方公共団体等を使う予定があるかどうかを尋ね、それもない場合には民間に処分するというところで、大蔵省としましては、公用、公共用優先という立場で国有地の管理、処分を行っているところでございます。

○田代富士男君 特命室の方、見えてますけれども、特命相においては、任命に際してどのように御下命がされておられるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○説明員(永島泰彦君) 御説明いたします。特命事項担当大臣といたしまして、対外経済問題の処理を円滑に推進するため、及び国有公有地等の有効活用、規制緩和など民間活力の導入を推進するため、行政各部の所管する事務の調整を担当させるとの命が総理からなされまして、これを受けておられるわけでございます。

○田代富士男君 今お答えいただきましたけれども、この特命相は、民活につきまして今どのようなことに取り組む、特命室をどのように督励しておられるのか、またそれは、十分にたたいま御下命の内容に沿っているというふうに思っているのかどうか、そこらあたりお答えいただきたいと思います。

○説明員(永島泰彦君) 御説明申し上げます。先ほどからお話ございましたとおり、民活につきましては、我が国経済社会の体質を常に活性化させ、国内の民間需要を中心とした景気の着実な拡大を図る、そして持続的な安定成長を達成することが必要である、こういう状況にあると認識しておられるわけでございまして、先ほど通産省さんの方からも御説明がありましたとおり、具体策としては、公的規制の見直し、それから東京湾横断

道路、明石海峡大橋の建設等の公共的事業分野における民間活力の導入、それから社会資本の整備の分野における国有地等の有効活用を推進、こういうものを図ることとしておられるわけでございまして、なお、最近におきましては、いわゆる民活法案の一本化や、総合経済対策の中におきます規制緩和による市街地再開発の促進等の施策の推進に携わってきたところでございます。

○田代富士男君 ただいま公的規制の緩和であるとか、その他のいろいろ御説明をいただきましたけれども、これは政府内部の部局、例えば建設省、国土庁などにおいても既に所掌していらつしやる問題ではないかと思ひますし、今改めて御説明あつたようなことをやるとするならば、屋上屋を重ねることになるのではないかと思ひます。

特に規制緩和について言うならば、規制にはそれなりの理由や背景があるわけなんです。それを無視するようなことは簡単にはできないじゃないかと思ひますし、これは関係者からも相当強い反対があるのではないかと思ひますし、ここらあたり特命室ではどのようにお考えになつていらつしやるのでしょうか。

○説明員(永島泰彦君) 御説明申し上げます。現在、我が国が当面します緊要の課題でございます民間活力の活用につきましては、各省庁におきましてもその必要性を十分認識しておりまして、各地の民活施策を現在打ち出しているところでございます。そして、これらの施策が効率よくその成果を上げていく、このためには、政府内部におきまして調整が十分に図られなければならない、このように考えておられるわけでございます。

その意味で、特命室は特命大臣を補佐しつつ、内閣官房の立場から、民活にかかわります行政各部の調整、これを積極的に進められているところでございまして、この委員会でも御審議中のいわゆる民活法案の一本化に際しまして、このような調整に携わらせていただいた経緯があるわけでございます。

それから、規制緩和につきまして、規制を必要とするそれなりのそれなりの理由なり経緯がある、また関係者の反対もあると思われるけれども、これについての特命室の考え方についてどうなのかという御質問でございますが、御指摘のとおり、規制緩和につきましては、それなりの理由があり、また経緯があるわけでございます。また、関係者の反対がある場合もあるわけでございます。

しかしながら、行財政改革を推進しつつ我が国経済の成長基盤を活性化させる、そして内需中心の持続的成長を達成していく、こういうためには民間活力を最大限に発揮させるということが不可欠である、このように政府では考えておるわけでございまして、規制緩和はこのような観点から最も効果のある施策の一つである、このように考えておるわけでございます。したがって、このように考

えような考え方に基づいて規制緩和につきましては、それなりの関係者の御意見を十分聞きながら、可能な限り推進していく、こういう必要性がある、このように考えているわけでございます。

○田代富士男君 政府の内外におきまして、今問題にしております民活について種々検討された報告等についてお尋ねをしたいと思います、五十八年の五月に、経済企画庁が社団法人日本プロジェクト産業協議会に対して、公共的事業分野への民間活力導入方策について検討、提言する調査を依頼されましたが、その理由と、調査依頼の経緯と、その提言の概要を説明してもらいたいと思います。

○説明員(戸嶋英樹君) 五十八年の八月に閣議決定いたしました「一九八〇年代経済社会の展望と指針」でも指摘しておりますように、内需中心の成長が期待されております中で、社会資本整備につきましても、施設の性格に応じて民間部門の参加を求めていくことにより、資源の効率的配分、事業の促進を図ることとしたしまして、そのための整備方式、財政投融資の活用等を含めまして、民間活力活用のための環境整備に努めることが必

要であるというふうに考えております。このような認識のもとに、五十八年度、経済企画庁よりた

だいま御指摘のありましたJAPIC、社団法人日本プロジェクト産業協議会に民間活力導入に関する調査の委託を行っております。

その調査の内容でございますけれども、五十九年三月にまとめられております、提言の内容は、体制の整備、規制緩和、資金調達等、全般的な方策のほか、都市化、高齢化、余暇化、情報通信の高度化への対応等、個別の方策につきまして

も言及いたしております。

○田代富士男君 五十八年の五月に調査依頼された、五十九年三月にまとめられた内容の報告を今お聞きいたしました、この貴重な提言、経企庁はどのように受けとめ、関係各省にどのように取り次がれたのか、また各省よりどのような回答を受けられたのか、そこらあたりをお答えいただきたいと思います。

○説明員(戸嶋英樹君) この提言は非常に広範多岐にわたっております。その内容も、適切に運用改善等によりまして直ちに実行可能なものから、法令の改正などか、長期的観点から検討すべきものまでさまざまございまして、したがって、関係省庁におきましても、民間活力活用のための具体策を検討する際に参考としていただいております、経済企画庁から各省庁に送付いたしております。

この提言が委託調査であるという性格から、関係省庁より本提言との関連で、民間活力活用のため

の具体策の実施状況について報告を求めるといふことはいたしておりませんけれども、五十九年十一月に内閣官房に特命事項担当室が設置されたほか、本提言と相前後いたしました、関西国際空港株式会社設立、電気通信事業法の改正、施行、都市開発分野での財政、金融、税制措置等、民間活力活用のための具体策が関係省庁の御努力によりまして実現するなど、公共的事業分野における民間活力活用の機運の高まりを見ております。こういったことから、今後とも民間活力活用

のための施策が具体化されることを期待しております次第でございます。

○田代富士男君 ただいまお答えいただいたとおりに、この問題は広範多岐にわたっていて、直ちに実行するということには非常に難しい面もある、さまざまの問題を含んでのことであって、これは各省庁で検討されるときに参考にしてもらうために送付をしているんだといういろいろ御説明等がございました。せっかくのJAPICの提言につきま

して、政府全体としてその取り組み、努力していると言われたいけれども、私の受けた感じでは、弱い現在の状況ではないか、このように思っております。まあ、余りこの問題には触れさせないけれども、民活に関する政府の決定、申し合わせ等についての実施状況も芳しくないよう

でありますし、担当の特命室にもこの報告はされておらず、多いという面でもお聞きしておきたいと思

います。

その次に、同じく建設省にお尋ねいたしますけれども、建設省の「建設省関係の民間活力活用主要プロジェクト」という資料によりまして、五十一のプロジェクトがあると言われております、これらのプロジェクトが民活と言われるゆ

えんをお尋ねをしたいと思います。

また、その資料の六の「民間活力の活用に関する資料」という資料によりまして、一つは「都市再開発、住宅建設等について規制緩和措置、実施策等」があり、もう一つは、それ以外の「融資関係」として「補助金関係」と、二つ目には「融資関係と融資関係を民活とするという理由の説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(佐藤和男君) 建設省におきましては、今ほど先生御指摘のように、過去五十八年以來三回にわたりまして民活の推進に関する省内の意見の取りまとめを行ってございます。特に最近では、今ほどお話ございましたように、全国で五十八の民活プロジェクトをモデル的に選定して、

良好な町づくりとか効率的な社会資本整備等の視点でこれを整理し、推進することとしたしてございます。

〔委員長退席、理事松岡満男君着席〕

それで、具体的にこの五十八のプロジェクトは、事業主体なり事業資金に即して私の方なりに分類してみますと、例えば組合再開発事業等のように民間が事業主体となつて行うような事業、それから有料道路事業のように、原則的に道路公園等のいわゆる従来の公的の主体が行う事業について、例えば資金面での民間資金の大幅な活用を考

えるようなもの、それから新都市拠点整備事業、ここで御審議願っている本法案にも密接に関係しております、その中で基盤整備と上物の整備について公共と民間が相協力しながら行うような事業、こういう三つに分類してございまして、これらはいずれもいわば民間の事業、住宅とか都市再開発のように民間の事業についてのさらに一層の推進と、それから従来いえば公共的分野と目されている分野につきま

しての資金面、ないしは民間の関与の仕方についての民間パートナーの拡大という点で、いわゆる民活という言葉で総称してまいってござい

ます。

それから、御提出いたしました資料の中で、補助金とか融資が従来からやっていることではないか、これを殊さら民活とする理由は何だろうかという御指摘と思

いますが、今ほど申し上げましたように、住宅供給とか都市再開発は、本来的に民間活動に担われている分野でございまして、これらにつきま

して、これを財政的にインセンティブを与える、そしてそれを現状以上に活性化するという意味で、御指摘の資料等で関係します補助金、融資等を記載したものでござい

ます。

○田代富士男君 民活の導入に係る予算についての建設省への問い合わせに対して、建設省からは、範囲が必ずしも明らかでないので資料提出は差し控えたいという、こういう回答が出されて

おります。

これに對してお尋ねをいたしますが、第一番目には、なぜ範圍を明確にすることができないのか。第二点は、それは従来の政策予算と民生活関連予算を区別する理由が見つからないからではないかという問題でございます。第三番目は、またそれでいて、今御説明もありましたが五十一のプロジェクトを民間関連としてゐるのはなぜなのかという、この三点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤和男君) 先生から御要求がありました資料に関連して、いわゆる建設省関係の民生活予算総体がどんな形のものかという点について、御指摘の御回答を申し上げたのは事実でございます。

これは民間活力の導入ということにつきまして、非常に広範圍の概念をとって關係の予算を整理する場合、あるいは極めて狹義の概念をとって整理する場合、いろいろの考え方があらうと思ひますのと、これを例へば建設省のみならず、關係の各省でやはり民生活の事業を行つていらつしやうとして、その辺と平仄をとりながら御提出することとが極めて困難だということを考えまして、混亂を生じないようにそういうお断りを申し上げた次第でございます。なお、予算委員会に提出しました資料で、都市再開発なり住宅建設についてという御限定のもとの資料に對しては、御回答申し上げてございます。

それからもう一つ、そういう定義ができないのに、例へば今ほど私が御回答申し上げましたように、幾つかのプロジェクトを民生活と言ふのは何かということでございますが、これは先ほど来お話し申し上げてございますように、基本的に住宅供給とか都市開発のように民間事業で行われているものについてこれを活性化するようなプロジェクトが何か、ないしはいわゆる公共の事業分野で民間がさらに関与する範圍を拡大するものが何かという、いわば観念的な二つのクリテリオンと申しましょうか、判断基準をもつて、特にモデル的に各地方に推奨をしたいと私どもが考えたものに

いて行つたものでございます。

○田代富士男君 次に、農林水産省にお尋ねをいたしますけれども、農林水産省によりまして、農林水産行政の相当程度が民生活に該当することとなるのであります。それはなぜか、これが第一点の質問でございます。

第二点は、また民間企業の資金、技術力等を直接的に導入、活用する施策に限定しての民生活としては、生物系特定産業技術研究推進機構、これは仮称だそうでございますが、導入が今検討されているのでありますけれども、では逆にお尋ねをいたしますが、民間企業の資金あるいは技術力等を直接的に導入、活用しない民生活というのは、例へばどういふものであるか、お答えをいただきたい。

第三番目には、これらのことは、総理が民生活と言われている割には、政府部内において民生活について十分検討がなされていらないことを示しているのではないかと。今回、質問の準備をいろいろやるときに勉強したんですが、民生活といふところの政府部内でこれだといふものがなされてない、私もこれは実感としてあります。

こういう点につきまして農水省、またこれを担当なさつていらつしやる特命室のお方もお見えでございますから、両方にお尋ねをしたいと思ひます。

○説明員(坂本正俊君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御質問ございました民間活力の活用ということにつきましては、それが使われる場面にによりまして多様な意味に用いられておるわけでございますが、農林水産省といたしましては、農林漁業者、関連産業あるいは関係団体などの活力を導入し活用すること、加えて、それらの活力を最大限に發揮させるための条件整備、これまで含めたものを考えておりまして、この意味におきまして当省の施策の相当程度が民間活力の活用該当するといふふうに申し上げたわけでございます。

二番目の、では直接民間活力を導入しない民生活

というのはどういふことかということでございますが、ただいま申し上げましたように、私どもとしては、民間活力の活用につきまして、農林漁業者、関連産業、関係団体などの活力を導入し活用することと、それからその活力を發揮させるための条件整備といふことを考えておりまして、したがいまして、御指摘の生物系特定産業技術研究推進機構、これは民間企業の資金や技術力等を直接活用するものでございますが、

【理事松岡満寿男君退席、委員長着席】
このほかにも、例へばいわゆる産学官の連携によりましてバイオテクノロジーなど先端技術の開発、あるいは情報化の進展に對した農林水産情報システムの開発整備、こういったものなどにつきましても該当するものではないかといふふうに考えております。

三番目の点につきましては、私ども今申し上げたように非常に多岐にわたりますので、これなかなか各省の施策の性格にも関連いたしまして、一義的に決めるのはなかなか難しい点があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○説明員(永島泰彦君) 御説明いたします。

民間活力の活用という言葉につきましては、それが使用されます場合に依り、また多様な意義を有してゐると、このように考えるわけでございまして、現在必ずしも定義は確立してゐるものではない、こういうふうに思つておるわけでございまして、しかしながら、市場原理を基本とする我が国経済におきまして、今後ともインフレなき持続的成長を確保するための規制緩和など、民間の活力を發揮させるための環境整備や、公共事業分野のうち可能なものについて民間の資金、経営ノウハウ等を導入し活用する等の施策を意味するもの、このように現在定義については考えておるところでございます。

○田代富士男君 次に、厚生省にお尋ねをしたいと思ひます。厚生省にお見えになつていただいておりますね。

まず第一に、厚生省は福祉政策の一環としていわゆる武蔵野方式の導入、拡充を検討しているようでありまして、その概要を説明していただきたいと思ひます。

第二点に、またこれを民生活導入と位置づけているのでありますけれども、その理由をお尋ねをしたいと思ひます。

第三点に、収入はないが、ある程度資産がある老人の、その資産の有効活用による福祉政策と言ふことがございますが、武蔵野市の場合も、経営上厳しい問題もあるように聞いております。そういうことこそ、厚生省が手を染めるよりも、民生活の名にふさわしく純民間に任せるべきではないか、このように思ひますけれども、この点はどういふようにお考えでありますか。

また、いずれにいたしましても、この方式は資産のある、ある意味では恵まれた方を助けるというやり方でありまして、それよりも恩恵にあずかれない人々のことを忘れてはならないと思ひますけれども、厚生省としてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(岸本正樹君) 武蔵野市の方式というものがございまして、これは高齢者が住宅や土地を担保にいたしました貸し付けを受けまして、それを生活費に充てたり在宅のいろいろなサービスを購入する資金にしたりすることができるようになつてございます。これは背景といたしまして、高齢者の方々の持ち家が非常に高いことがございまして、また、高齢者でございまして、現役をリタイアしてゐるわけでございまして、土地、家屋等のストックは持っているけれども、現金収入はまあ年金その他で、働いてゐるときに比べて乏しくなつてきてゐる、こういうような方々がたくさんゐるわけでございまして、こういう方々もやはり住みなれた自分の環境の中で老後の生活を豊かに過ごしたい、こういう気持ちがあらうわけでございまして、そういうことを可能にするような不動産というストックをフロー化するといふ点で、武蔵野方式というのは評価される

べきものであるというふうに考えているわけでございます。

私も厚生省といたしましては、この武蔵野方式の考え方をヒントにいたしまして、もう少しこれを発展させることができないだろうかというのを今検討いたしているわけでございます。私の保険とか信託の仕組みを活用いたしまして、やはり土地、家屋等の不動産資産をフロー化をする、こういう方式で、健康なときには老後の生活をより豊かにするための生活費を支給する。そして、不幸にして寝たきりになったような場合には、これを受け入れる施設入所のサービスを購入する費用が保障される、こういうようなものでないだろうか、こういうことで、今有識者、それから民間の実務家で構成いたします研究会で検討をお願いしているところでございます。

これが民活と位置づけられている理由いかん、こういうことでございましてけれども、今このようにものにつぎまして、信託とか生命保険等いろいろな商品が開発されていることは事実でございます。しかし、個別の業種によりましてやはり限界もあることも事実でございます。信託は信託でそれなりの限界がございますし、生命保険は生命保険なりの限界があるわけでございます。私もといたしましては、この信託とか生命保険とか損保とか銀行とか、こういうものをうまく組み合わせることによってその限界を乗り越えていく、そしてより高齢者の利用しやすいような形でその需要にこたえられるような形が編み出せないだろうか、こういうことを今検討をお願いしているわけでございます。

それから第三点でございますけれども、これは民間に任せたらよいではないかという考えにつきましまして、今その個別業種の限界というものをもう少し乗り越えられる方策を検討したいと、こう考えておりますし、その基本といたしましては、私どもは老人福祉を推進する、こういう立場に立っているわけでございます。もとより所得

の低い方々に対して公的な保障、福祉施策を充実していくというのは当然でございますけれども、それを前提といたしまして、いろいろなニーズの多様化によりまして老人の需要というものが変わってきているわけでございますから、そういうものに対応できるように多様なサービスというものを開発し、提供していくことが豊かな老後生活を送れるようにする厚生省の務めでもある、こういふふうに考えているわけでございます。そして、ですから老人福祉を推進するという立場から考えておるわけでございます。このような商品開発の機運を盛り上げて、それから高齢者のどういふニーズを持っているかというふうな認識を世間に深めていく、こういう考え方で進めているわけでございます。

恵まれない方々に対しましては、先ほど申し上げましたように、思いやりのある施策を講じていくというのには福祉の原点であるというふうに思っているわけでございます。公的なサービスとしての在宅サービスとか、それと関連した施設の体系化とかその整備、こういうものにも力を入れていきたいと思っております。また、あわせて公的な年金とか医療保険とか、こういうものも長寿社会に向かって揺るぎないものにしていく、こういうことが極めて重要なものだというふうに考えている次第でございます。

○田代富士男君 民活関連事業と言われるものの中には、民活の看板を掲げる以前からの継続事業が多いわけですが、これは御存じのとおりでございます。

そこで、この民活の看板を上げただけでどうして民活と言えるのか、こういう点から政府の資料や説明に差異があることも否定できないことではないかと私は指摘したいのでございまして、先日予算委員会におけるこの民活の定義に対する質問に対して明確な答弁は出されておられません、これは御存じのとおりでございます。

そこで、民間活力の導入、活用、培養等についての手法を研究開発するとともに、それに従って

の定義を明確にすべきではないか。これは担当として特命室がやらねばならないと思っておりますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

○説明員(永島泰彦君) 定義につきましては、先ほど御説明した範囲に現在とどまっておるわけでございますが、民間活力につきまして、御承知のとおり全体的に流動的な動きと申しますか、このそれぞれ事業というもののつきまして、最近の状況からしまして、財政事情、また対外経済対策その他の状況からしまして、民間活力の活用というものが相当大きくクローズアップされてきているという状況から、各所におきましてプロジェクトを推進しているという状況にあるわけでありまして、

定義につきまして先生御指摘されましたが、当方としましては、先ほど御説明しましたような定義を掲げて今後とも検討していきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

○田代富士男君 そこで、法案の内容について質問する前に、渡辺通産大臣もおいでいただきましたから、きょうの問題としてお尋ねしたいことがございまして。

それは、もう通産大臣も御存じのとおり、円の高騰が続いている中で、レガラン大統領の、円高は理にかなっているという発言から、きょう午前中の取引では一ドル百六十八円台まで進みまして、日銀のドル買いで戻し、午前中には百六十九円五十五銭で乱高下をした。これはもう本場に我々も見ていてびっくりしたわけでございます。

今一番望まれることは、この円ドルのレートの安定でありますし、大蔵大臣の発言でも同様、円の高騰、乱高下を招いたわけでございますが、通産大臣はこの円ドルレートの安定化の方策をいかにかえ、特にきょうのこの動きというものは我々は看過するわけにはいかないと思っておりますけれども、これに対していかがお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) けさもちょっと関係間で問題になったんですが、日米双方としても百八十円ぐらいがいいんじゃないかと。通貨当局は

やや——これはもう断言するわけにはいきませんが、ややそんなふうなお互いの気持ちのようですが、ホワイトハウスの中では、もっと円が強く欲しいという意見の人もあるようであります。それからまたアメリカ経済の見通しその他の問題もあるんでしよう。そういうようなこと等もあって、かなり日本銀行としては、このところ協調介入で働きかけているようではありますが、なかなかうまくいかない、動く金の大きさが違いますから、何分。そこで百六十円台に突っ込んだというものがどうも実相のようであります。

したがって、これにつきましては、通貨当局も、日本だけではどうにもならぬですから、三億ドルや五億ドルの金、一日に三千万とか一億とか百億とか二百億、五百億使ってみたってどうにもならぬ、これは、私も経験あるんですから。ですから、やはりヨーロッパ、特にドイツあたりとも連携をとって、何らかの話が進められるかどうかというところだろうと思っております。これ、急激にこういうふうになりまして、いつまでそれが続くのか、三日や十日なら構いませんが、長くそこで安定をいたしますと、かなりこれ急激過ぎますから、輸出面における被害というものがかなりきついていると思わなければなりません。非常に心配を実はしておるところであります。

○田代富士男君 今、渡辺通産大臣からも、急激過ぎてこれは大変な問題であるという深刻な受けとめ方の御説明を聞きまして、これは日本だけの問題では処理できない、やはりヨーロッパの西独とも話し合いをしないといけない、こういうお答えでございました。

通産大臣は、二十四日からでございますかね、ヨーロッパそれから中近東へエネルギーの問題、石油の問題等でお行きになるわけなんです、やはりこういう問題等も、今お話しされたのとおり、エネルギーの問題ともまたこれ関連してきた大変な問題になってくると思っております。それにサミットの前の事前の準備ということでおいでになるわけなんですけれども、こういうような問題と

今後エネルギーの問題が加味した場合にどうなるのかと心配で、私も、私ひとりですることもできないけれども、まあ御出されるわけでごさいますから、どういふ決意で、どういふ問題を、どのようにしてやるのか、きょうの時点で話しできる範囲内でお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 本来の目的は、定例的な日本とサウジアラビアの経済の合同委員会がずつと行われておるんですが、このところ日本の方がサボつておつて行かないわけです。結局石油のないうちは、頼まれなくてもしよつちゅう行つたりなんかして、手に入らないというふうになり、現金なものでさつぱり行かない。大変向こうも怒つておられますね、ちよつと余り現金過ぎるじゃないかと、幾ら何でも、ということもございますものから、この期間を、ちよつと土日を挟みまして、向こうの都合等とのやりくりで、それじや日・サの委員会に行くということで話をしたわけです。

行くついでに途中で、サウジまでは真つすぐ行けないものですから、イギリスへ寄つて、これは寄るだけなんです、朝着いて、泊まらず夜中に出るんです。そこでイギリスでは何人かの人と意見の交換ができると思ひます。帰りはちよつとやはりすぐ帰つてこなきゃならぬものですから、本場に足かけ五日間ですが、宿屋に泊まらぬわけですから、飛行機の中ばかりですから、二日しか宿屋に泊まらぬですからね。

そういうことでやつてくるんですが、一つは、石油のことでイギリスあたりどういふように考えているのか。ともかくこれ値段が下がりがちで、どんだん下がつたら、もう石油はあつちこつち全部放棄しますから。ともかくそんな長い月日がたないで大暴騰ということになりかねません。これは日本にとっては一番困るわけです。下がりがちで永久に下がつてくれるんないけれど、とことんまで下がつたら今度はみんなやめちま

う、やめたら急になくなるということで今度ばあんと上がると、非常に困る。ですからそういうことだけは何か意見の一致を見たい。

アメリカなどはなかなかいい返事しないんですよ。下がるだけ下がつたていいじゃないかと、そのうちとまるだらうみたいな話で気楽に構えておるんですが、私もやはりそれは余り好まない。したがつて案外安定的にどうだろうか。それから円ドルレートもやはり下がつたり上がつたりではめっちゃめちゃに経済なつてしまひますから、これも安定をしようと、どの辺でということについてはなかなか国際的なことが得られない。ドイッとは日本なんか大体いいかげんたくさんだといふのが本場の腹の中だと思ふんですよ、実際は。ですから、もう少し本場の腹の中の話で、余り表に向かつて言つておられないから、ひとつ探つてみたいと思つておられます。ちよつとそれ以上のこととは、今のところまだ具体的に考へておりません。

○田代富士男君 じゃひとつ頑張つてきていただきたいと思ひます。

そこで、法案の内容についてお尋ねをいたしますけれども、当初、通産、郵政、建設、運輸の四省庁が個別に検討していたものを、今回一本化したのが現在委員会において審議されている本法案でありますけれども、聞くところによりますと、その作業は相当難航したようでありまして、その理由と、調整作業で特に難しかった点について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) ただいま委員が御指摘なさいましたように、昨年、予算編成、税制改正の過程の中で、四省庁それぞれの立場で、この民活税制と称しておりますが、そういう要求を出しておりました。税制改正の中でそれぞれ四省の主張を認めていこう、こういうことになりました。ところが、この考えられますスキームと申しますのは、一つには助成のスキームが全く同じ形であるという税制上の恩恵が決められました。それからまた、施設の中でもかなり重複が見ら

れます。例えば見本市施設ということになりますと、私も、国際交流ということで見本市そのものを主張はいたしておりますが、建設省は、都市開発という側面から、その拠点づくりの一つとしてこの見本市を考えたというお考えでございまして、また運輸省は、港湾の整備と港湾の後背地の整備という一環でそういった見本市を整備しよう、こういうふうなお話でございまして、一つのものを、施設の整備ということ、施設に着目する観点と、それから面の開発の中の拠点という考え方と、両方ございまして。

したがつて、これは同じ施設を幾つかの側面からとらえる、こういうことになつたわけでございまして、それをいざ立法化という過程になりました。ときには、むしろこれは一つの法律としてやる方が民間にはむしろ便利ではないか。そうでないと、同じ施設をつくりますのに幾つもの省庁へ認定の申請を出す、こういうことになるわけでありますので、したがつて、今申し上げましたように、特に民間の活力ということでございますから、各省が縄張りを持って協調しながら運営をしよう、こういうことで、内閣も入つて一つの法律にしよう、こういうことになつたわけでござい

ます。では、これを一本にしていく過程の中で、どういふ点が一番難しかったのかというお話でございまして、これはもちろんそれぞれの省庁、目的を持っておやりになるわけでございまして、したがつて、ちよつと一つの施設を整備をするという観点と、それから面の開発という観点と、両方からこれを組み立てていく、こういうことでございまして、その間にいろいろと調整をさしていただいたわけでありまして、それぞれ民間の活力がうまく発揮できるように努力しようということであるという話し合ひはさしていただき、いろんな立場がございまして、それぞれ意見を言い合つたというところはございましたが、最終的には、今後関係省庁は連絡を密にしたがらやう、こう、こういう仕組みに相なつた次第でござい

ます。○田代富士男君 次に、特定施設制度の拡充についてお尋ねをしたいと思います。まず第一番目に、通産、運輸、郵政、建設の四省庁のほかに、特定施設制度を活用できる省庁があると思ひますけれども、どのように検討し、なぜ四省庁以外の省庁は該当しないとされたのか、こゝらあたりお聞かせいただきたいと思ひます。第二点に、調査によりまして、水産関係の食品工業界では、従前より共同出資による、何といひますか、共同研究施設の建設について特に強い要望があります。この点、農林水産省は承知されているのかどうか。第三点、このほかにあると思ひますが、例えばこの場合、農林水産省が関係ないとなれば、どのように扱われるのか。

第四番目には、農林水産省は、関係業界のこうした要望について敏感になつてもらいたいと思ひますし、実現の方向に検討してもらいたいと思ひます。また、あわせて運輸省にもお尋ねいたしますけれども、今もちよつとお話出ておりました、運輸省では港湾の利用の高度化に民活の導入を図るために、港湾業務機能施設としての関係官公署を呼び、物流関連業務ビル、会議場、見本市会場、展示場、多機能ホール建設に財投措置をとるようでありますけれども、そのうち一般会計で建設されるべき関係官公署に財投措置とは、具体的にどういふことか。また、投資率五〇%として、残り五〇%はどういう措置をとるのか、こゝらあたり、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) まず第一点、四省庁以外にはこのような助成策を講じていく政策的な必要性がないかどうかというお尋ねでございまして、私も昨年の夏以来、こういつた二十世紀に向けてそういった産業基盤の整備を図つていくことでいろいろ検討を続けてまいつた次第でございまして、そして、この中でも例えばリサーチコ

アと称しますようなもの、あるいは見本市、あるいは情報の高度化のための施設、こういうものを取り上げた次第でございます。私どもとしては、そういった民間の事業を定着さしていく、こういう観点でこのようなものを取り上げたわけでございます。

他省庁に果たしてそういうものがないかどうかということでごさいます。私どもとして他省庁のことをちょっとつまびらかにはいたしませんけれども、それぞれにごさいますいろいろな技術開発等は、それぞれの省庁もいろいろと御検討になっておられることは申すまでもございせんが、このような手法でいわゆる民間の活力を発揮させていく、こういうような形で従来公共的な事業分野を民間のビジネスとして定着さしていこう、こういう政策的な必要性と可能性のあるもの、こういうふうに考えたのが今回の構想でございまして、それぞれの省庁はそれぞれの行政手段をお持ちになって、予算その他いろいろな手段ございますから、そういうことでそういった研究開発等を行っていく、このようになっています。ではないだろうかと考えております。

また、農水省の先ほどの関連の共同研究施設等の問題は、それぞれの省庁から答えさしていただきます。

○委員長(下条進一郎君) 農林省はどなたですか。農林省はいないですか。

○田代富士男君 時間もないからよろしいです。

○説明員(奥山文雄君) 答えいたします。

港灣の業務に携わっております方々、公的部門だけでも税関とか検疫とか出入国管理等々、國の諸機關のほかに、港灣を直接管理、運営いたしております港灣管理者であります地方公共団体などがございますし、そのほか海運とか港灣運送とかあるいは倉庫その他諸サービス提供を業といたします民間の關係事業者などがおりますが、これらの方々が、業務を遂行する上で同一のビルに同居することによるメリットと申しましようか、業務

の円滑化あるいは情報サービスの効率化などいろいろあるわけでございますが、そのほかに加えて、共同利用施設、例えば展示室だとか会議室だとか、そういう面にかかっています。利便の向上にも資するものということでございます。

官公署につきましては、今申し上げましたように、

な業務ビルに入ることが出来るわけでありませうけれども、やはり港灣の日常の活動の中心になっておられますのが民間の事業者ということになるわけでございますので、そういう意味では、こういう業務ビルの機能といたしまして、やはりそういった民間事業者が中心になるうかと思えますが、官公署の中でも、特にこの日常的港灣活動に關係の深いものとしたしまして、港灣管理者であるとかあるいは埠頭公社のような公的機関がありませんが、現段階では主としてこのような機関が官公署として私どもの念頭にあるわけでございます。したがいまして、先生おっしゃられますような一般的な官公署につきまして、それぞれの官公署が独自にお考えになることにつきましては、この業務ビルの対象と考えているわけではございません。

それから、資金面の手当での件でのお尋ねでございますが、港湾業務利用施設につきましては、今のところ第三セクター方式によるものを主体と考えておりますが、この第三セクターが資金の手当にてつきましては主體的に考えるというようなことに相なるわけでございますけれども、制度といたしまして、この資金手当の中で融資部分につきまして五〇%、おっしゃるとおり五〇%を上限といたしまして財政投融資資金の手当を予定しているわけでございます。率はこれいろいろケースによって変わると思いますが、残りの部分が生じます場合には、一般的には市中銀行等、一般からの借入れを予定しているわけでございます。

以上でございます。

○田代富士男君 私の質問時間が来てしまいました
たが、これ以外に法案の第三条の基本指針の問

題、あるいは附則第二条の問題、また第四条の当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができるというようなそういう問題、それから法案第三章の産業基盤信用基金の問題、あるいは法案第三条第四項の協議の問題等々、質問をする予定で通告も出しておりましたが、準備をしていただいたと思いますが、まことに申しわけございませんですが、質問時間が来てしまいました。申しわけございません。

最後に、渡辺通産大臣に、今回の民法法を担当する責任者として、通産大臣としてこの特定施設制度に限らず、広く民間の事業を活性化し、もって内需の拡大及び日米通商摩擦の解消が行われるよう取り組んでいただきたい、と思いますけれども、その決意のほどを承りまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御趣旨に沿いまし
て、極力努力をいたします。

○木本平八郎君 毎々同じようなことを申し上げて非常に心苦しいのですけれども、この法案を拝見させていただき、勉強させていただきまして、やはり次善、三善の策としてはやむを得ないだらう

うし、私も賛成しようとは思うのです。しかし必ずしもこれがベストだとはちょっと考えられない。私ずっと民間におりましたので、こういう法案を見ますと、自分がやる立場に立ったらどうだろう、こういう法案に基づいて、これだけのプロジェクトがいろいろありますが、これを自分が社長になってやるとしたらどうだろうということをやさく考えるんですね。そうしますと、やはりこれではちょっと不十分ではないかなという感じがあ
るものですから、そういう観点から質問を進めて
いきたいと思います。

ここに書いてありますように、私も改めて考えたわけですが、公共事業あるいは官営事業、政府企業とか官営企業ですね、そういったものというのは一体どういうことなんだろうと考えますと、やはりここに書いてありますように、公共性が大きいということがまず第一でしょう。

かし収益性は低い、あるいは投資の懷妊期間が長い、あるいはリスクが非常に大きい。こういうふうなものはやはり民間では向かない、したがって政府直轄あるいは官営でやらなきゃいけないという定義づけで来たと思うんですね。まさにそういうものであり、ここにあるほとんどのプロジェクトというのは、そういう性格のものだということとはわかるわけです。ところが、いろいろの財政の問題とかあるいは国全体の経済運営の方向とか、そういうった観点から少し民間活力を利用しようというのが最近の政府の考え方の基本にある、それは非常にかわるわけですね。

この程度の助成策といえますか、特別償却を初めに何か一三％認める、あとは固定資産税とか土地取得税だとか、そういったものを免除する、あるいは半分にする。しかし、この程度のことです。ただだけのプロジェクト、これ全部とは言いませんけれども、三分の一でも五分の一でもすぐスタートできるものだろうかどうか、その辺のお見通しはいかがですか。

○政府委員（福川伸次君） この程度の助成措置で果たして事業がスタートアップをするだろうか、こういうお尋ねでございます。

もちろんそれは、助成措置は今の公共性ど収益性、これをどういうふうに組み合わせてつくるかということでございますが、私どもとしては、どうもこの大変な厳しい財政状態の中ではこのような措置、呼び水の措置というのが私どもとしては最大努力をいたしたところでございます。

では現実にとだけ動くだろうかというお尋ねでございますが、私どもでは、私どもの省に関するものでは大体六十ぐらいのプロジェクトがあつて、そのうち二十八ぐらいがかなり熟度が高いというふうに感じておりますが、大体六十一年度中から七つ程度のプロジェクトは動いていくのではないか、かように考えております。

それぞれに、これは地方として見ますと、その地方の経済の活性化に役立ちますし、そして

また所得水準の上昇につながるということでごさ
いまして、地方の府県、地方公共団体あるいは地
方の経済界というのも期待をしております。大
変熱心に今取り組んでおられますので、確かにこ
れっぽっちで大丈夫かという御懸念はあろうかと
は思いますが、私どもとしてはこれを精いっぱい
い、今含められております措置を運用してまい
りたいと考えております。

○木本平八郎君 それじゃもう少し突っ込んでお
聞きしたいんですけども、この事業体ですね、
これは第三セクターということになっていますけ
れども、これは純然たる民間会社なのか、半官半
民なのか。それからその事業をやっていく上にお
いて、ある意味では地域独占あるいは半独占とい
う性格があるわけですね。しかし、例えば完全に
自由競争で独立してやっているとどういふふうな形
態なのか、それとも先ほど申し上げましたよう
に、公団とか半官半民のような性格を持ってい
て、そうもうけなくともいいし、そう損をしなけ
ればというのか、そこそこにといいふうなこと
なのか、その辺の性格はどうなんですか。

○政府委員(福川伸次君) お話のように、大体
私どもで考えておりますのは、事業主体は主とし
て民間、これは株式会社もあれば法人もあろうか
と思います、それで考えておりますが、こういう
税制上相当、例えば固定資産税を半分に分けると
か、大変税制上も恩典を与えているところでござ
いますので、私どもとしてもやはりある程度公共
性は持っていなければいかぬ、かように考えてお
ります。したがって、少なくともこのプロジ
ェクトの中核部分には、第三セクターというよう
な形で地方公共団体も関与しているということ
をその要件とすることが必要ではなからうか、か
ように考えております。

おっしゃる通りに、自由競争でどんな金もう
けできるだろうかといえ、私は、それは確かに
こういふような仕事というのは本来、従来であ
れば地方公共団体等がむしろやる方がふさわし
かった時期があったと思いますが、最近かなり経済集

積も進んでまいりましたから、民間でもある程度
やれるのではないかと状況なのでこのよう
なことを考えたわけですが、しかし、それ
はほとんど収益が上がるというふうな事業では恐
らくないだろうと思っております。したがって、か
なりこういう呼び水をやり助成措置をやつて、そ
してだんだん仕事をさしていき、そのうちにノー
ハウの蓄積も高まって民間事業としてやがて定着
していく、こういうふうなことになるのではない
でしょうか、こういうふうな思っているわけであり
まして、したがって、公共性と収益性、これ
をどうやってうまくミックスしていくのか、そこ
はやはり私どもとしては地方との関連というのが
非常に重要なように思っております。

さらにまた、こういう施設を整備いたしますの
は、都市再開発とかそういうような意味も込めて
いるわけでごさいます、そういう意味では、そ
ういった地方公共団体の支援ということもあれば
これはまたこういう事業もより効果を発揮してい
く、こういうことになっていくのではないかと
いうふうに思っております。

○木本平八郎君 確かに今の企業というのは、こ
れは一部の企業かもしませんが、必ずしも
大いにもうけるというか、まあもうけなく
ても、あるいはもうけなくても社会に参加する
ということ、おつき合ひ的と言ったらなんですけ
れども、損をしなればだんだんやめていくとい
う機械が相当あります、経済の状況がもう昔
と違っていますので、そんなにばりい仕事がある
と違って、損をしなればもうけられないわけ
です。したがって損をしなればこういふことに参
加していただくと思うんですけれども、ただ、
今答弁にもありましたように、やっぱりこういう
公共的なものは、もともとは本当は官営か何かで
やらなきゃいかぬものだ、そこで、私はこの法
案を見ていまして、これはナショナルプロジェクト
法案じゃないかなという感じがしたんです
ね。

ナショナルプロジェクトというのは極めてあ

まいな定義づけで、民間の方も非常に手前勝手な
都合のいいような解釈をしている面もあるわけ
ですね。これは日本の中ではどういふようなもの
があるか私もよく知らないのですけれども、海外で
はイランのIJPCとか、先ほど大臣の話にもち
ょっと出てきたサウジの石化計画とか、いろ
ろあつちこつちにナショナルプロジェクトとい
ふ称されているものがあります。そういう点で、
このナショナルプロジェクトというのは、通産省
としてはどういふ定義づけをされているか、お伺
いしたいんですが。

○政府委員(福川伸次君) ただいま海外の事例を
引いてのナショナルプロジェクトということでご
さいます、いろいろこれはそのときそのときで
定義づけが変わっていると思いますが、普通通
常の概念で申しますと、ナショナルプロジェクト
と申しますと、経済界が、相当多数の企業が非
常に経済界全体を網羅するような形で参加して
おる、さらにまた国がそれについて相当の出資な
いし助成をしている、そして国として大いに進め
なければならぬ政策的な意義あるようなプロジ
ェクト、こういうふうなものをナショナルプロジ
ェクトと言っているのではないだろうか、かように
考えております。

○木本平八郎君 そうしますと、ここにおける、
第三セクターを使つてということですから、
これ一つ一つは多数の人が集まって国が出資も
し、保証もしというふうなことであれば、こうい
うナショナルプロジェクトというのはちょっと
やっぱり違いがあるんですか。

○政府委員(福川伸次君) これはむしろ私どもと
しては、先ほどちょっと触れましたように、あ
る程度第三セクターで地方公共団体が入っている
のが中核になる、それに民間の資金が入る、それ
から開発銀行あるいは北海道東北開発公庫などの
出資は一応期待をする、こういうふうな仕組みで
考えております。

しての政策的意義は高いんでありますけれども、
従来海外のプロジェクトで見るとナショナル
プロジェクトというよりは、むしろ地方性
の、ローカル性の高いようなプロジェクトとい
うことでございしますが、そういうものであります
が、政策的な意義が高いから国も助成をしてお
る、こういうことでございまして、私どもも俗稱
時々草の根民話というふうなことを言つたりい
してありますが、そういうナショナルプロ
ジェクトというふうな性質のものよりはむしろ
中型、中規模のものになるのではないかと。例えば
東京湾の横断道路とか関西空港なんかは比べ
ば、もうちょっと中規模でローカル性の高い性格
のものではないだろうか、かように考えておりま
す。

○木本平八郎君 ナショナルプロジェクトという
観点からの私の意見その他は、ちょっと後で申し
上げたいと思つていますが、まず事業会社に対する
政府のスタンスといひますか、姿勢、これは一応
料金の認定なんかもあると思つていますが、それ
から例えば政府が基本方針の策定をなさる、それ
から整備計画の認定をする、それから知事が特定都
市開発地区の指定及び開発整備方針の策定を
する、その後は相当程度事業会社の自主的な経営に
任されるのかどうか。例えば利益経常を余りも
けちゃいかぬとか、余り赤字を出さず、少し粉飾
しろということじゃないんですけれども、繰り越
せとか、そういう指導をなさるつもりなのか、そ
れとも、もう思い切つて大幅にその会社なりある
いは社長に任せになるのかということですね。

もう少し言いますと、性善説でおやりになるの
か、相愛ならず性悪説でおやりになるのかとい
うことなんです。お上の方は、どうも民間のや
つというのには信用ならない、よく監督しなきゃ
何やらかわらない、泥棒を飼っているようなもの
だといふふうな見方をされる面があるわけであ
る。そういう面がないとは言いませんけれども、
こういうものに参加する企業といひますのは、余り
そんなおかしなものは参加しないだろうと思つて

で、私は結論的に言えば、性善説で思い切って任せていただく、余りもう以後は干渉していただくという方がうまくいくんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(福川伸次君) 実は民間活力という、先ほど当委員会でも御質疑がございました。確かにいろいろな形で民間の事業は活発に動いているわけでございます。通産省もいろいろな行政をやっておりますけれども、私企業体制、市場機能というものを中心にいたしておりますから、通産省のやっております行政そのものが、全体が民活みたいなような行政をやっているわけでありまして、今お話しのように、これを運用するときにはどういような介入をするのかというお尋ねでございますが、これはもちろん公共性もある、しかも収益性が低いのでどうやって収益性を確保するか、こういうことでございまして、したがって相当助成策を講ずることもございまして、基本指針の中で「特定施設の運営に関する事項」ということを書くことにいたしております。もとよりそういう公共性が高いわけでありまして、また高いようなんで、地方、地元が余り利用できないようなことになってはもろろ困るわけでございます。しかし余り安過ぎるとこれまた収益が上がらない、赤字で倒産にいくおそれもある、こういうことでございまして、やはりこの運営について、価格の設定、利用料の設定等はかなり適正に行われなければならない、かように考えております。

しかし、私ども料金とか利用料そのものを認可とか認定とか、あるいは行政的に介入するということを考えているわけじゃないで、ただ非常に極端に、何か周辺のあるいは利用者から不満が出るというようなことであれば別ですけども、そうでなければ認定をするときに大体の方向を決めて認定をしていけば、私どもとしては余りむしろ介入をしない方がいいんじゃないか。第三セクターで関与いたしておりますから、その意味での公共性のチェックもできると、こういうふう

に考えておるわけでございます。

結論的に、お尋ねの性善説でいくか性悪説でいくかということでございしますが、私どもやはりこれは社会の目もいろいろございまして、行政に携わる限りは性善説というところで対応するのが基本であろうと思っております。その場合には、どうしても何かいろいろ弊害がある場合には、それはしかるべき措置をとるといふことはあると思っておりますが、基本は性善説であるということをお願いしたいと思います。

○木本平八郎君 そういうことで、もう一歩突っ込んで、例えば計画の策定とかそういう面におきましてでもできるだけまず民間にやらして、そして不足している点だけをむしろ官が補うというふうなことで、初めから官が前に出ていってああしろこうしろという指揮されるというんじゃないかと、民間をできるだけ前へ出していただきたい。

それから民活といふと、どうも言葉に酔っぱらっちゃって、この言葉さえつけなければ何かうまくいくようなことがあったり、あるいは私がこの国会なんかで聞いております民活というのは、何かどうもお上が民間活力を利用するというふうなことで、本当に国のために民間の活力を役立てようという純粋な気持ちが一〇〇%あるとはちょっと受け取れない面もあるわけですね。したがって、本当にこういうものをやる場合には、民間にとつて魅力があるというか、少なくとも悪くはないというぐらい自主的に判断できるようなものじゃないと、例えば地元の商工会議所の会頭から言われたからしよるがなしにおつき合いですとか、そういうことじゃやっぱりいかぬと思うんですね。その辺を、私は先ほどから言っているように、どうしてもこういうものに相乗りということになりますと、民間側の計算も甘くなるというのには、私の経験でもそうなんです、その辺で思い切つて民間に任じていただきたいと思うんです。それで、先ほどのナショナルプロジェクトに少し返るんですけども、非常にたくさん企業の

参加しているというのはナショナルプロジェクトの一つの要素でもあるんですが、この第三セクターの場合、例えば民間の一社に任せる、都市開発なら開発というの、これは建設省という意見が知りませんけれども、あるこの赤坂のエリアなら、ここをやるなら、これは何々組にばんと任しちゃうとか、それから港灣施設なんか、特に国際会議場とか、ああいったのも後でいろいろあると思うんですけれども、ああいうふうなもの、相乗りになりますと、どうしても企業の側としては余り真剣に考えないというか、責任の所在が薄くなつちゃうんですね。したがって、どっかがよしやろうというところで、自分の会社のリスクをかけてやるといふ体制の方がうまくいくんじゃないかと思つておられます。この第三セクターの場合、少しは政府、地方公共団体その他の出資があつてもいいけれども、例えば八〇%なら八〇%は、一社がやりたいといった場合、それにやらせるといふふうなことはあり得るのかどうかお聞きしたいんです。

○政府委員(福川伸次君) 私ども実はいろいろケースによるかと思つております。例えば、この第二条でいえば、第一項の一号にかかわるようなもの、これは例えば研究開発のために共同の開放型の研究施設、こういうようなのがございまして、これは確かに利用者はかなり複数になつてまいるわけでありまして、あるいはそういうものはむしろみんなが出し合つてこういう共同の施設をつくるということの方が、みんなが自分のものだといふことになるかもしれない、それからまた、見本市会場とかいろいろなケースの場合には、これはまた利用者である場合もある、あるいはまた一社でやるということもあると思つておられます。おっしゃる通りに、うまく事業体がワークしていくということが一番肝心でございまして、したがつて一社の場合も複数の場合も、それはケースに応じてあるというふうに思いますが、いずれにしても事業の効率性が高められるということが私どもとして非常に重要なポイントではないだらうかと、かように考えております。

○木本平八郎君 私は、今後の政府のやり方について、行革の精神を踏まえて、政府が直接出資したり、金もないときですから、出資は必ずしも照準にはならないかもしれないけれども、利子補給とか、補助金とか交付金とか助成金とか、そういうふうなものはもうやめていくべきじゃないか。

それから、利子補給しなきゃいかぬようなものは、やっぱりこれは直接政府がやっていたらざるを得ないと思つておられます。というのは、民間の側では利子を補給してもらつたから採算が合うというケースも、それはあると思うんですけれども、そうなりますと、どうしても政府の干渉が強くなつちやうと、それこそ民間の活力が余り發揮できないというふうなことがありますので、私はやっぱりこれからの行き方というのは、これは私の意見なんですけれども、こういうプロジェクトをやるときに、民間側から考えますと、何がネックだといふと二つあるんです。

一つはリスクなんです。リスクが大きいから、もうちょっと民間じゃ手が出ないということがあつて、それからもう一つは、資金調達の問題なんです。この二つを解決できれば、あとはもう採算の問題だけです。採算さえ合つて、そろばんさえ合えば、皆どんどんやるわけです。ほつておいてもやります。

まず、資金調達の問題からいいますと、一つはものをやるのに何千億という借入金しなきゃいかぬですね。民間では大概の会社は、今現在一兆円近くだった資金調達能力はあつたと思つておられます。ただ、それに担保能力とか、それがなければいけません。保証がない。というのは、それだけないでいんですけれども、それに使つちやうとほかに使えませんか。したがつて保証を、できれば政府なら政府にしろたいというところで、それからもう一つは、リスクが大きいわけなんです。通常のリスクというのがあります。やつてみて、もうかるはずだったけれどももうからな

つたとか、それはまあ企業リスクですから、企業が自分でするのは当然なわけですね。ところが、長い期間ですと、十年、二十年になりますと、一体将来何が起るか分からない。したがって、不可抗力のものももちろんですけども、それ以外に、これは政府の責任であるリスクもあるんですね。例えばGNPがマイナス成長にずっとなっちゃったとか、大臣が先ほどおっしゃったように、また石油がぼんと上がって大狂乱物価になったとか、それから貿易摩擦が激しくなって日米国交断絶とか、そういう企業の責任じゃないリスクが相当あるわけですね。これは企業としては困るわけですね。これをもしも政府が持つてくれば、相当の事業をやれるわけですね。現実には輸出なんかの場合には、大きなプラントを、相当なリスクを負って皆民間はやっておるわけですね。

そういう点で、私は、借入金金の保証とそれからリスクヘッジですね、これを政府がやっていただく。輸出になぞらえますと、輸出金融ですね、あれは企業が皆やってるんですけども、それから輸出保険ですね。ああいうものの適用があれば、もうこういう特別償却、それはやってもらった方がいいんですけども、固定資産税もいいたくなくて、余り複雑なことをやっていただくかなくたって企業はどんどんやっていくんじゃないかという気がするんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(福川伸次君) まず、資金調達の問題でございますが、御指摘のように担保力が乏しい、しかもある程度リスクのある事業をしようという場合には、こういった保証ということが重要になってまいります。特に今回のような事業の中では、あるいは新しく第三セクター等でできるわけでありまして、担保能力がないということとは十分あり得るわけでございます。したがって、私どもの方としては、民間から資金を調達する場合、産業基盤信用基金で保証をするというようなものを今回の仕組みの中に盛り込んでいくわけでございます。

また、もとよりスタートするときというのは、どうしても収益が上がらぬわけでありまして、当初なるべく資金コストの安い金の方がいい。こういう意味で、出資ということの中にも、これは何も政府そのものが出資というわけじゃありませんで、金融的な経験のある開発銀行あるいは北海道東北開発公庫からの出資ということも織り込む、こういうことを考えているわけでございます。

次に、リスクの点でございますが、リスクのヘッジが確かにできればいいわけでありまして、同じリスクという中にも、いわゆる事業上のリスクと、それから政治的なリスク。政治的なリスクは、先ほど輸出保険のいい例をお引きになられたけれども、例えば外国に行ったときに政変が起る、こういうようなリスクの問題と、両方あるように思います。

私も、日本の国内で事業をいたします場合には、余りそういう政治リスク的なものはないだろうというふうに思いますが、問題は、御懸念の点は事業リスクということであらうというふうに思います。事業リスクをどうやってカバーするかというの、これは確かに一つの経営の判断の問題でございますから、確かにコストが低ければ、あるいは収益が、もうけが少なくてもやれるというようなことにもなるわけでございます。

そういう意味で、今回のリスクヘッジという御指摘を事業リスクという点に考えれば、私どもとしてはこういった地方公共団体もある程度支援する。それから税制上の措置で、本来払わなければならないような、そういった地方税等をここで大幅に減免してやる。こういうことによつて、当初のスタートのときのリスクを軽減する、こういうような措置を考えた次第でございます。

○本平八郎君 ちょっと話がずれるんですけど、今この法案で、通産省関係のプロジェクトが、まあ上から下までいろいろあると思うんですが、

が、何千億円ぐらいから何十億円ぐらいを考えると、おられるか。目の子で結構なんです、その辺がわかれば教えていただきたい。

○政府委員(福川伸次君) 私どものプロジェクトでは、今大体確度の高いもので二十八、これについて総事業規模で大体一兆円ということでございますから、大体一つ当たりこれは百億ぐらいから六百億ぐらいまでありますが、平均的に見れば二、三百億、こういうことになるかと思っております。

○本平八郎君 そのくらいでしたら、今輸出の場合、プラントの場合そんなに、まあ中規模のプラント輸出ですね。これは通産省もよく御存じのとおりなんです。これは何も、こんな複雑なことをやらなくたってみんなどんどんやっていると、民間で、もうかるかもわからないかということはあるんですけども、プラント輸出なんというのは余りもうからないんですね。相当な損をしているケースもいっぱいあるわけですね。したがって、ああいう考え方をちょっとまず持つてくれば、私は、これとどんどんやるんじゃないかという気がするんですね。

それは何かというと、輸送の融資の問題も、あれは協同融資もありましょね、それから経済協力基金のなにもあります。それから片一方はやはり輸出保険という、この二つの柱で大体プラント輸出というものは支えられてるわけですね。プラント輸出は、余り思ったほど伸びていませんけれども、しかし、それでも割合に、あれだけの輸出ができてきたわけですね。したがって、こういうものにもああいう考え方を入れたらいい、今度の産業基盤信用基金ですか、こういうところが、先ほどの保証と、それからその保険を引き受けるということを中心にしていただいた方がいいんじゃないか。

私は、先ほどから申し上げていきますように、政府が、もうこういう時節ですから、金を出すと、かそういった補助するんというところはもうできない。したがって、毎回申し上げておりますように

に、政府というのは巨額な信用があるわけですね。この信用を担保にして——信用がなければやれない仕事というのはいっぱいあると思うんですよ。先ほどとも僚議員からありましたけれども、例えば武蔵野方式なんというのは、政府という信用、これは市役所ですけれども、公共団体という信用がなければあいうことは成立しないんですね。例えばトンチン年金なんかの問題もそうです。

あした連合審査やられるんだろと思うんですけども、私はそのときにはこれ言うつもりですけども、政府はもう信用を利用してもらうべきだという私は考えを持っています。もう今までのように、政府が何も損ばかりすることじゃなくて、これだけ強大な信用があるんだから、どんどんうければいいんだという感じはあるんですね。

そういう点から、今回のこの法案の扱いも少し観点を變えて、政府の出資とか、そういうようなものをできるだけゼロにする。そして、まあ先ほどの助成策ぐらゐの程度のことではやらないかぬかもしれないけれども、それで完全にやばりできるだけ民間に任せ、本当に民間ができないところが何かということに突き詰めて、その点だけを政府がやる。特に利用するのは政府の信用だということだね。この辺で、業界というか、民間の方のヒアリングをやられたと思えますけれども、民間の意見がどうだったのかなあ。私は当然私と同じような意見が出るんじゃないかと思つたんですが、その辺いかがですか。

○政府委員(福川伸次君) もとより民間の自由な企業活動、これが産業の活力である点は御指摘のとおりだろと思つてます。民間ができにくいところを支援するところ、それが私どもの役割でございます。

ただ、今回ここで取り上げておりますような業務と申しますのは、従来は民間がいわゆる事業活動という中でいろいろ経験を積んできた分野でなくて、むしろ新しい分野であります。あるいはむ

じろ、本来であれば公共的な分野で、公共的な機能でやるべきものが多かったかと思いますが、なかなかそうはいってもこれは非常に長期的に重要な分野でございますし、そして、しかしまたほうっておくとなかなかそれはできにくい。しかし経済機能が集積してくるから、民間でもうまく呼び水をやれば出てくるんじゃないか、また事実それぞれ地方公共団体あるいは通産局等でもいろいろ意見も聞いてみましたが、恐らくそういう呼び水を用意してくれば、これはうまく事業として乗っていくのではないかと、こういうような意見が地方から多々あったわけでございます。

ただ、ここでも、先ほども触れましたように、補助金を出すとあるいは利子補給をするというふうな仕組みではございません。地方公共団体があるいは出資をする、それから開発銀行、北海道東北開発公庫が出資をする、あるいはまた融資をする、それから民間からの借入れに對しまして信用保証する、こういうことでございまして、私どもとしては、このような仕組みというのは今委員も御指摘のような考え方に大筋沿っているのではないだろうか、かように考えております。

○木本平八郎君 私は毎回申し上げているんですけども、公共事業あるいは官営事業というのが、今の日本のステージはもうそういう普及の段階というのは終わったんじゃないかと。これからもう効率の段階だと。したがって、国鉄も民営化されたし、(まだだよと呼ぶ者あり)電電公社も民営化されたし、ほとんど民営化されていくわけですね。それで、私は、郵便だつて——これは郵政省に前に言ったら大分怒っていましたけれども、郵便だとか郵便貯金とか郵便年金、それから簡易保険だとか、こういったものもほとんど民営化していけばいいじゃないかということを言っていたんです。大分怒られましたけれどもね。それから、大蔵省の造幣局だつて、印刷局だつて、私はあれだけの技術があるんなら、世界的にも十分に競争できるんじゃないかという気がするんです。

ね。それから、例えば国立劇場とか競技場とか、あつちこつちにいっぱいまだありますけれどもね。

私はそういうようなものを民営化して、十分に競争できる時代になってきていると。したがって、これからは普及よりもむしろ効率化を考えてそれでやっていく。先ほど申し上げましたように、もう政府も少しもうけることを考えた方がいいんじゃないか。もうけ損なうというのは私はやっぱり悪だと思ふんですね。これは民間じゃやなんですよ。ところが政府関係では、お役人さんの考え方では、損しなければ罪にならないという考え方なんです。しかし、そういうところから、少しシビアにもうけるチャンスにもうけなければ、やっぱりこれは悪であるというふうな考え方に切りかえていただく必要があるんじゃないかという気がするんですね。

そういう点で、この際こういう法案が通った段階で、私はやっぱり、これは別の次元からかもしねさせなければ、国営事業というものを相当見直していただいて、そこにやっぱり民営というか、民間の活力を積極的に入れていくと。逆に言えば全部民営にできないかとまず考えてみて、どうしても民営の引き受け手がないというものが官営で残すとか、半官半民で残すとかいうことがやっぱり必要になるんじゃないかと思ひますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 木本先生の発想はなかなかユニークで、本心に賛成する部分もござい

ます。確かに民間の方が能率が上がる。私は持論として、やはり政府がやるというものは、これは病院にしても研究所にしても、それからその他の企業にしても、非常にどうしても国民全体としてやんなきゃならぬと、その場合に、民間ではやれない、危険負担が多い、莫大な投資がかかる、それから、もう当面もうからないというものは、民間これやらぬわけですから、だから、そういうようなものになるべく絞った方がいいよということ

言っておるわけですね。郵便関係、いろんなことについてそういう意見はあるんです、あることは。ただ一挙にはそういうことはできないということ

で表へ出ておられますが、あることはある。ただ、政府はうんともうけたいというものは、そこそこはちよつと問題が少しあるんですが、宝くじとか競馬とか、そういうものは政府ではありませんが、準政府あるいは準公共団体みたいなもので、たばこなんというのは専売にしているのはそこを理由があるわけですから、もうけるためにたばこをやっておるんであつて、民間に任せないの理由がそこにあると。しょうのうなんというものは、専売であつたのは、やっぱりもうけるためにあれやつたわけですからね。塩なんというものは、民間にやらしちや危ないから政府がやつたということで、それは原理原則は当たつておると私は思ひます。思ひますが、そのときの時代の状況に応じて考えていかなきゃならぬ。

ただやたらに、先生のおっしゃる中で私はいかがかなと思ふ点は、例えば全部政府が保証しちゃうということになりますと、ちよつと今の保険が、保険で全部見ることになっておるために、うんと適用を厳格にしちやつて、むしろ機能が鈍つちやつていくと。二割なら二割ぐらいはその輸出者が持つと、そのかわりひつかつた場合はもうすぐに払つてやるというふうなことがむしろいいよと、そういう見直しやたらどうだということをお私言っているんです、実際は。だからこれは勉強の段階ですから、政策として表へまだ出ておりませんが、大変おもしろいユニークな現実的な発想もございしますものだから、そういう点も参考にしたがら、これからいろいろな改革等をす

る上においては参考にしていただきたい、そう思つております。

○木本平八郎君 もうける話は、次の連合審査あるいはその次の委員会のときにちよつと御披露申し上げようと思ふんですがね。

それから、政府保証の場合は、やっぱり今の輸出保険でもちよつと非常に厳しいということ

もう民間の方でもやましく言われているし、私たちが痛切に感じてきたわけですね。それを八割カバーするか九割カバーするか。それは民間の方にリスクを残しておかなきゃいかぬことも確かだろうと思ふんですね。それはしかし、やる段階においては、通産省としては十分に経験も知恵もありになるだろうと思ひますので……。

それで、ちよつと時間がなくなりましたので、最後に一つだけ要望を申し上げたいんですけれども、このプロジェクトを見ていると、確かに、政府の方でも既にいろいろ感じになっているんですけれども、これは一括した法案の方がいいと、これはもう確かにそのとおりですが、プロジェクトを見ていると、やはり組み合わせていった方がうまくいくと思ふんですね。ところが主務官庁が違つたためになかなかうまくいかないというふうなこともあると思ふんですね。その辺は本心に柔軟に對処していただかないと、せつかくの仏をつくって魂が抜けちゃうということにもなりかねない。

例えば国際見本市あるいは国際会議場、こういったものがなかなかこれが大変だと。それから港湾の関係も大変ですね。これがあるエリアになつてきて、あるいはもう少し埋め立てをやつて、埋め立てのこつちで余つた方を売飛ばして全体でペイするとか、そういういろいろな民間の知恵みたいなものがあると思ふんですね。それは非常にフランクに、柔軟に受け入れていただいて、全体がうまくいくようにぜひ御指導いただきたいと思ふんですが、その辺の御感想を承りました、一応私の質問は終わります。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、私もそれぞれの省庁の縄張りということを超えてこういう仕組みをつくつたわけでございます。今御主張のような点、私どもも当然そうあらねばならないと思ひますので、関係省庁連絡を密にして、効率的な運用ができるように努力させていただきます。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する本日の質

○委員長（下条進一郎君） 次に、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺通商産業大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

行政の分野における民間能力の一層の活用及び
發揮を図るとともに、行政事務の簡素合理化を推
進することは、行政改革を進める上で重要な課題
であります。かかる見地から、臨時行政調査会最

て、その経営の自立化、活性化を図るとともに、閣議決定において、特殊法人及び認可法人について、終答申及びこれを受けた行政改革の推進に関する国等が行っている試験事務の民間団体への委譲を

行方不詳とされておられ、特別法人の自立化、活性化については、昨年十二月二十八日の閣議決定においても所要の法律案を今国会に提出することとされております。

今回このような指摘を受けて、通商産業省所管の七つの特殊法人及び認可法人の自立化、活性化のための措置を講ずるとともに、通商産業大臣及び都道府県知事が行っている六種類の資格試験に係る試験事務の民間委譲を行うため、消費生活用品製品安全法を初めとして、通商産業省関係の九法律を一括して改正する本法律案を提案申し上げた次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、製品安全協会、高圧ガス保安協会、電源開発株式会社、日本電気計器検定所及び中小企業投資育成株式会社の自立化、活性化を図るため、政府資金に依存することを要しなくなったものについて出資金を返還し、経理面での国の監督を緩和するとともに、役員選任の自主性の確保、

業務範囲の見直し、拡大等を行うこととしております。

第二に、行政事務に關し民間能力の一層の活用を図る見地から、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器檢定所が行っている検査檢定等の事務について、一定の能力を有する民間の指定機關にも、所要の監督規制を行うことによつて、これを行わせることができるようにしております。また、同じように公害防止管理者、火薬取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責任者等に係る試験事務についても、民間の指定機關等に行わせることができるようにしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 以上で趣旨説明聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日行ふことといたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案について、運輸委員会及び通信委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。
なお、連合審査会開会の日時等につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（下条進一郎君） 御異議ないと認め、さ
よう取り計らいます。

○委員長（下条進一郎君） 次に、連合審査会にお

ける参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案審査のための連合審査会に参考人の出席要求があった場合には、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたし
午後三時四十五分散会

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-39	80%
40-49	75%
50-59	70%
60-69	65%
70-79	60%
80+	55%

目次中「第二章 訪問販売及び通信販売(第二条
以下)」「第三十条の二・第三十条の三」に、「第三十二条

第一卷 口「方間反」及「通言反」之系多収川並

第一集中「訪問取引及び通信取引に係る取引の
びに」を「訪問取引、通信取引及び」に改め、「公
正にし」の下に「預託物品等の返還等につき担保
のない預託等取引契約の締結を禁止し」を、「購入

者等」の下に「及び預託者を、「流通」の下に「及び役務等の取引」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 訪問取引及び通信取引

第二條第一項中「訪問販売」を「訪問取引」に「販売業者」を「取引業者」に改め、「場所において」の下に「相手方と対面して行う売買契約等の申込みの誘引若しくは申込み（以下この章において

「売買契約等の対面衝訖」といふことをし、これを加えて「売買契約等」を「売買契約等」に改め、「指定商品」の

下に「又は指定役務等」を加え、「販売」を「取引」と改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、取引業者が営業所等において売買契

約等の申込みを受けた場合（営業所等以外の場
所において売買契約等の対面勧誘をし、営業所
等において売買契約等の申込みを受けた場合を

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律

訪問販売等に関する法律の二部を次のように改正する。

姓名を改めようとする

第十條を第二章訪問取引及び通信取引（第二章の二）預託等取引契約に係るを第二十一条の二に改める。

余く。二おいて、営業所等以外の場所において

当該売買契約等を締結して行う指定商品又は指定役務等の取引を除く。

第二条第二項中「通信販売」を「通信取引」に、

「販売業者」を「取引業者」に、「売買契約」を「売買契約等」に改め、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「販売を「取引」に改め、同条第三項中「物品」の下に「又は庶民による小口の資産の形

3 この章において「取引業者」とは、商品の販売等又は役務の提供に供せられる物品を加えて、同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

ける權利をいう。以下同じ。)(以下「役務等」と

4 この章において「売買契約等」とは、商品の販売（提供若しくは譲渡）以下「提供等」という。を目的とする取引を業とする者をいう。

取引に係る契約をいう。
第二条に次の一項を加える。

6 この章において「指定役務等」とは、主として日常生活の用に供される役務等又は庶民による小口の資産の形成若しくは保全の用に供される役務受益権のうち、定型的な条件で取引するのに適する役務等又は役務受益権で政令で定めるものをいう。

第三条を次のように改める。

(訪問取引における書面の交付)

第三条 取引業者は、営業所等以外の場所において指定商品又は指定役務等につき売買契約等の対面勧誘をしようとする場合には、その最初の売買契約等の対面勧誘をする際、その相手方に對し、取引業者の氏名又は名称及び住所、当該売買契約等の対面勧誘を担当する者の氏名、当該商品又は当該役務等の種類その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第四条の見出しを削り、同条中「販売業者」を「取引業者」に改め、「営業所等以外の場所において」を削り、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約の申込み」を「訪問取引に係る売買契約等の申込み」に、「売買契約を」を「売買契約等を」に、「通商産業省令で定めるところにより次の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者」を「次条第二項の書面をその者」に改め、「引き渡し」の下に「若しくは当該役務等の提供を終了し」を加え、「かつその代金」を「かつ、その代金等の商品又は役務等の対価をいう。以下同じ。」に改め、同条第一号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第二号中「代金」を「代金等」に改め、同条第三号中「引渡時期」の下に「又は役務等の提供等の時期」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは

は役務等の提供等が付随しているとき又は当該役務等の提供等に物品の引渡し若しくは他の役務等の提供等が付随しているときは、これに関する事項

第五条第一項を次のように改める。

取引業者は、指定商品又は指定役務等につき訪問取引に係る売買契約等を締結した際当該商品を引き渡し又は当該役務等の提供等を終了し、かつ、その代金等の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその売買契約等の内容を明らかにする書面を購入者等（商品の購入をする者又は役務等の提供等を受ける者をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。

一 取引価格

二 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務等の提供等が付随しているとき又は当該役務等の提供等に物品の引渡し若しくは他の役務等の提供等が付随しているときは、これに関する事項

三 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五条第二項中「販売業者」を「取引業者」に改め、「購入者の住居において」を削り、「指定商品」の下に「又は指定役務等」を加え、「売買契約を」を「訪問取引に係る売買契約等を」に、「売買契約の」を「売買契約等の」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第六条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「販売業者」を「取引業者」に、「営業所等以外の場所において指定商品」を「指定商品若しくは指定役務等」に、「販売条件」を「取引条件」に、「購入者」を「購入者等」に、「商品として政令で定める指定商品」を「商品又は役務等として政令で定める指定商品又は指定役務等」に、「につき売買契約を」を「につき訪問取

引に係る売買契約等」に改め、「営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く」を削り、「その売買契約を」を「その売買契約等」に改め、「解除の下に（当該商品が引き渡され又は当該役務等の提供等が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む）」を加え、「以下（申込みの撤回等）」を「以下この条において（申込みの撤回等）」に改め、同条第一号中「前条第二項又は第三項」を「前条第一項又は第二項」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「告げられた日」の下に「当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日（その引渡し又は提供等が二回以上にわたるときは、最初の引渡し又は提供等を受けた日。以下この号において同じ。）がその告げられた日後であるときは、当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日」を、「経過したとき」の下に「（七日を経過した日の前日）が当該取引業者の休業日であるときは、これに次ぐ第一の営業日が終了したとき」を加え、同条第二号中「販売業者」を「取引業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 申込者等がその販売契約等を締結した際（申込者等の住居においてその売買契約等を締結した場合を除く）当該商品が引き渡され又は当該役務等の提供等が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた場合において、その取引価格が政令で定める金額に満たないとき。

第六条第三項中「売買契約を」を「売買契約等」に、「販売業者」を「取引業者」に改める。

第七条の見出し中「訪問販売」を「訪問取引」に改め、同条中「販売業者」を「取引業者」に、「営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において訪問取引に係る売買契約等）を除く」を削り、「その売買契約を」を「その売買契約等」に改め、「解除の下に（当該商品が引き渡され又は当該役務等の提供等が終了し、かつ、その代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む）」を加え、「以下（申込みの撤回等）」を「以下この条において（申込みの撤回等）」に改め、同条第一号中「前条第二項又は第三項」を「前条第一項又は第二項」に、「販売業者」を「取引業者」に改め、「告げられた日」の下に「当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日（その引渡し又は提供等が二回以上にわたるときは、最初の引渡し又は提供等を受けた日。以下この号において同じ。）がその告げられた日後であるときは、当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日」を、「経過したとき」の下に「（七日を経過した日の前日）が当該取引業者の休業日であるときは、これに次ぐ第一の営業日が終了したとき」を加え、同条第二号中「販売業者」を「取引業者」に改め、同項に次の一号を加える。

場合を除く）又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたときは」を「訪問取引に係る売買契約等が解除された場合には」に、「購入者」を「購入者等」に改め、同条第一号及び第二号中「販売価格」を「取引価格」に改め、同条第三号中「契約を」を「売買契約等」に改め、同条に次の四号を加える。

四 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の終了後にされた場合

五 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の開始後終了前にされた場合

六 当該売買契約等の解除が当該役務受益権の譲渡後にされた場合

七 当該売買契約等の解除が当該役務等の提供等の前にされた場合

八 当該役務の提供が当該役務受益権の返還されたとき、その額から当該役務受益権の返還された時における価額を控除した額

九 当該役務の提供が当該役務受益権の返還されたとき、その額から当該役務受益権の返還された時における価額を控除した額

四 第九条の二第一項の規定に基づき売買契約

これに於て当該施設利用権等を管理させることを約するもの

2 この章において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき物品の預託を受けること又は施設利用権等を管理することを業として行う者（他の法律の規定であつて当該規定に基づく措置が講じられることにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。）をいう。

3 この章において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

4 この章において「預託物品等」とは、預託等取引契約に基づき、預託等取引業者が預託者から預託を受ける物品又は預託者が預託等取引業者に管理させる施設利用権等をいう。

（預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の締結の禁止）

第十条の三 預託等取引業者は、預託等取引契約に基づく預託者に対する預託物品等の返還（預託物品等の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付することを含む。以下この項において同じ。）を担保するための当該預託等取引業者と銀行、保険会社その他の金融機関との間における政令で定める要件を満たす支払保証委託契約の締結をせず、又はその他の政令で定める当該返還を担保するための措置を講ぜずに、預託等取引契約を締結してはならない。

2 前項の規定に違反して締結された預託等取引契約は、無効とする。

3 前二項の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

第十一条第一項中「物品の販売」を「物品又は役務受益権の販売」に、「販売の目的物たる物品」を

「その物品又は役務受益権」に、「再販売」を「再販売等」に改め、「販売すること」の下に「又は販売に係る委託の相手方が商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介をすること」を加え、「販売に係る」を「販売又はその商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介の委託に係る」に改める。

第十二条中「商品」の下に「再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改める。

第十三条中「商品」の下に「再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第十五条第一項中「その者」の下に「以下同じ。」を、「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「商品」の下に「の再販売等」を加え、「販売する」を「する」に改め、同項第二号中「販売条件」の下に「又は商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介の委託の条件」を加える。

第十六条第一項中「商品」を「商品の再販売等」に、「販売する」を「する」に、「その契約に基づき」を「その契約に基づき」に改め、「最初の引渡し」の下に「（その商品が役務受益権である場合にあっては、役務受益権を証する証書（以下「役務受益権証書」という。）の引渡しとする。以下同じ。）」を、「であるとき」の下に「又はその契約に係る特定負担が商品の購入についてのものでない場合においてその契約に係る再販売等の目的物たる商品の品質若しくは性能、価格等の確認のための引渡し」がその告げられた日までになされなかつたとき」を加える。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条の見出し中「売買契約」を「売買契約等」に、「商品」を「商品等」に改め、同条第一項中「販

売業者は、売買契約」を「取引業者（第二条第三項に規定する取引業者をいう。以下同じ。）は、売買契約等（同条第四項に規定する売買契約等をいう。以下同じ。）に、「売買契約を「売買契約等」に、「購入者」を「購入者等」に、「商品を送付した場合又は」を「商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合又は」に、「以外の商品」を「若しくは役務受益権以外の商品若しくは役務受益権」に、「商品を送付した場合において」を「商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合において」に、「商品を送付」を「商品又は役務受益権証書の送付」に、「販売業者」を「取引業者」に、「商品の引取り」を「商品又は役務受益権証書の引取り」に、「送付した商品」を「送付した商品又は役務受益権証書」に改め、同条第二項中「商品」の下に「又は役務受益権証書」を加え、「売買契約」を「売買契約等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（悪質な営業方法の規制の準用）

第十八条の二 第九条の四の規定は、取引業者が次の各号に掲げる取引を行う場合に準用する。

一 営業所等以外の場所において、第二条第一項に規定する売買契約等の対面勧誘をし、売買契約等の申込みを受け、又は売買契約等を締結して行う指定商品（同条第五項に規定する指定商品をいう。以下同じ。）又は指定役務等（同条第六項に規定する指定役務等をいう。以下同じ。）以外の商品又は役務等の取引

二 郵便等により売買契約等の申込みを受けて行う指定商品又は指定役務等以外の商品又は役務等の取引

三 電話により売買契約等の勧誘をして行う商品又は役務等の取引

（主務大臣への措置請求）

第十八条の三 消費者又はその団体は、取引業者が第九条の四第一項各号（前条において準用する

場合を含む。）に掲げる行為をし又は統括者（第十一条第二項に規定する統括者をいう。以下同じ。）若しくは勧誘者が第十三条第一項の政令で定める基準に該当する勧誘をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、第九条の四第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による指示又は第十三条第一項の規定による命令をするよう求めることができる。

2 消費者又はその団体は、取引業者、預託等取引業者（第十条の二第二項に規定する預託等取引業者をいう。以下同じ。）又は統括者若しくは勧誘者がこの法律の規定に反する契約を締結し又は請求をしている事実があると認料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告し、これらの者に対する消費者の利益を保護するために必要な指導を行うよう求めることができる。

3 前二項に規定する報告があつたときは、主務大臣は、当該報告に係る事実について必要な調査をしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による報告が、政令で定めるところにより、書面で具体的事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事実について第一項の指示若しくは命令又は第二項の指導をしたとき又ははしないこととしたときは、主務大臣は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十八条の四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより取引業者、預託等取引業者若しくは統括者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、取引業者若しくは預託等取引業者の営業所若しくは統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

（主務大臣への措置請求）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二項第五項若しくは第六項、第六項第一項前段、同項第二号若しくは第三号、第九条の二第二項第二号、第九条の四第一項第七号（第十八条の二において準用する場合を含む）、第十條第三項第二号、第十條の二第二項又は第十條の三第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

第十九条第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第九條の四第一項（第十八條の二において準用する場合を含む。）の規定による指示、同条第二項（第十八條の二において準用する場合を含む。）の規定による命令、同条第三項（第十八條の二において準用する場合を含む。）の規定による公表及び第十九條第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通若しくは当該業務等の提供等を目的とする取引を所掌する大臣又は当該物品の流通若しくは当該施設利用権等に係る取引を所掌する大臣

二 第十三條第一項の規定による命令及び同条第二項の規定による公表に関する事項については、通商産業大臣及び当該一連の連鎖販売

業に係る商品の流通を所掌する大臣

三 第十八條の三に規定する事項並びに第十八條の四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通若しくは当該業務等の提供等を目的とする取引を所掌する大臣又は当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣

第五章中第二十二條の前に次の一條を加える。

第二十一条の二 第十條の三第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百萬圓以下の罰金に処する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十萬圓以下の罰金に処する。

一 第九條の四第二項（第十八條の二において準用する場合を含む。）又は第十三條第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十二條の規定に違反した者

第二十三條第一号中「第四條」を「第三條、第四條」に、「第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項」に、「交付しなかつた者」を「交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくはこれらの規定による書面で虚偽の記載をし、たものを交付した者」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「第十七條第一項」を「第十八條の四第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

第二十四條中「前二條」を「前三條」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條及び第二十一條の改正規定並びに附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に取引業者（この法律による改正後の訪問取引等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する取引業者をいう。以下同じ。）が受けた売買契約等（同条第四項に規定する売買契約等をいう。以下同じ。）の申込み又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等（同条第一項に規定する営業所等をいう。）以外の場所において売買契約等の対面勧誘（同項に規定する売買契約等の対面勧誘をいう。以下同じ。）をし、この法律の施行後に営業所等において受けた売買契約等の申込みについては、新法第四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に締結された売買契約等又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をし、この法律の施行後に締結された売買契約等については、新法第五條及び第七條第一号から第三号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に取引業者が受けた売買契約等の申込み若しくはこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において受けた売買契約等の申込み又はこの法律の施行前に締結された売買契約等若しくはこの法律の施行後に締結された売買契約等若しくはこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をし、この法律の施行後に締結された売買契約等については、新法第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第七條第一項第四号から第七号までの規定は、この法律の施行前に締結された売買契約等又はこの法律の施行前に取引業者が営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧誘をし、この法律の施行後に締結された売買契約等については、適用しない。

5 新法第九條の規定は、この法律の施行前に取引業者がその代金等（新法第四條に規定する代金等をいう。）の全部又は一部を受領した指定業務等（新法第二條第六項に規定する指定業務等をいう。）に相当する業務等（同条第三項に規定する業務等をいう。）に係る売買契約等の申込みについては、適用しない。

6 新法第九條の二の規定は、この法律の施行前に通信取引（新法第二條第二項に規定する通信取引をいう。次項において同じ。）に関し取引業者が受けた売買契約等の申込み又はその申込みに係る売買契約等については、適用しない。

7 新法第九條の三の規定は、この法律の施行前に締結された通信取引に係る売買契約等については、適用しない。

8 この法律の施行前に締結された連鎖販売取引（新法第十一條第一項に規定する連鎖販売取引をいう。）に係る契約については、新法第十五條第二項及び第十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に取引業者が行った役務受益権証書（新法第十六條第一項に規定する役務受益権証書をいう。）の送付については、同項中「その商品又は役務受益権証書の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第四条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九號）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「訪問販売等に関する法律」を「訪問取引等に関する法律」に、「訪問販売」を「訪問取引」に、「通信販売及び第十一條第一項」を「通信取引、同法第十條の二第二項に規

定する預託等取引契約に係る取引及び同法第十二条第一項に改める。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、非鉄金属産業の存続と技術策に関する請願
(第一四八三号)

第一四八三号 昭和六十一年四月八日受理

非鉄金属産業の存続と技術策に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五

紹介議員 水田伸三

紹介議員 守住 有信君

我が国の非鉄金属産業は、資源と基礎素材の安定供給の担い手として日本経済の発展に貢献した実績は大きく、更に地域社会の振興に重要な役割を果たしている。しかるに、現状における非鉄金属産業は、国際的な長期にわたる非鉄金属価格の低迷などにより、鉱山・精錬所を中心に、厳しい経営状況から脱出することができず、経営体質もぜい弱なものになってきているところへ、昨年九月の五箇国蔵相会議によるドル高是正の協調介入による急激な円高によつて、国内非鉄金属価格の大幅下落という事態を招いた。このため、国内非鉄金属鉱山及び精錬業界は、再び赤字経営を余儀なくされ危機に直面している。ついで、国内鉱山存続のための緊急技術策を早急に確立するとともに、現行施策の改善を行うなど非鉄金属産業の存続のために特段の措置を講ぜられたい。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

律

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第一条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条―第三十二条の五)」を「第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等(第八条―第三十二条の五の二―第三十二条の五の十五)」と改める。

第四条第一項第一号中「主務大臣」の下に「又は主務大臣が指定する者(以下「指定検定機関」という。)」を加える。

第六条及び第七条中「主務大臣」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十三条第一項中「次条」の下に「第二十条の二第二項」を加え、同条第三項に次のたし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の試験に合格した第一種特定製品について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

第二十四条中「次の各号」の下に「(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(指定検定機関の試験)

第二十四条の二 登録製造事業者は、主務省令で定める型式の第一種特定製品については、指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、主務省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第二十三条第三項の主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及び同項の主務省令で定める書類を添えて、指定検定機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の第一種特定製品が安全基準に適合しているときは、これを合格とする。

第三十二条の二第二項中「第二十一条」の下に「第二十四条の二」を加える。

第二章第二節に次の一款を加える。

第三款 指定検定機関

(指定)

第三十二条の五の二 第四条第一項第一号の指定は、主務省令で定める区分ごとに、検定及び第二十四条の二第二項(第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の試験(以下この款、第八十七条第二項及び第九十条の二第一号において「検定等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十二条の五の三 次の各号の一に該当する者は、第四条第一項第一号の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第三十二条の五の十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第三十二条の五の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第三十二条の五の四 主務大臣は、第四条第一項第一号の指定の申請が次の各号に適合しているとき認めなければならない、その指定をし

てはならない。

一 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行うものであること。

二 主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が構成が検定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて検定等が不公正になるおそれがないものであること。

五 検定等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定等の義務)

第三十二条の五の五 指定検定機関は、検定等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行わなければならない。

2 指定検定機関は、検定等を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以下「検定員」という。)に検定等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第三十二条の五の六 指定検定機関は、検定等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十二条の五の七 指定検定機関は、検定等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

ならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十二條の五の八 指定検定機関は、主務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十二條の五の九 指定検定機関は、毎事業年度開始前に(第四條第一項第一号の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度經過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員及び解任)

第三十二條の五の十 指定検定機関の役員は、選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第三十二條の五の十一 主務大臣は、指定検定機関の役員又は検定員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第三十二條の五の十二 検定等の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十二條の五の十三 主務大臣は、指定検定機関が第三十二條の五の四第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十二條の五の十四 主務大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第三十二條の五の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十二條の五の七第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定等を行つたとき。

四 第三十二條の五の七第三項、第三十二條の五の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四條第一項第一号の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十二條の五の十五 指定検定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定等に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十四條第一項中「行」を削り、「」に關して第四條第二項第一号を「を行」の場合において、第四條第二項第一号中「主務大臣又は」とあるのは「製品安全協会又は」と、同条第二項第一号に改め、「を適用する場合においては、これらの規定」を削り、「製品安全協会」を「製品安全協会」に改める。

第三十九條第一項中「その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する」を「協会に出資された」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十一條中「政府以外の」を削る。

第四十四條中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第四十五條第二項中「政府以外の者に対し」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第四十七條第二項及び第三項を削る。

第四十八條第一項中「前条第二項の規定により会長となるべき者が指名された」を「設立の認可があつた」に改め、同条第二項中「政府及び」及び「政府以外の」を削る。

第五十條第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加える。

第五十一條中「会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人」を「会長、理事長、理事及び監事」に改める。

第五十二條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十四條を削り、第五十五條を第五十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

第五十五條 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第五十六條を次のように改める。

(役員及び解任)

第五十六條 役員は、選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、役員が、この法律、この

法律に基づく命令若しくは処分、定款、業務方法書若しくは第六十七條第一項に規定する検定業務規程に違反したとき、又は協会の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、協会对し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、役員が第五十四條各号の一に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第六十二條中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第六十八條第一項中「第三十九條第一項の規定により」及び「又は同条第二項の認可を受けた場合において基金に充てるべきものとして出資され」を削り、「第六十三條第一項第四号を「同号」に改め、「政府以外の者から」を削る。

第七十條中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第七十一條第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第七十二條中「又は前条第一項」及び「又は承認」を削り、「受けたとき」の下に「又は前条第一項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出したとき」を加え、「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に、「財務諸表」を「当該財務諸表」に改め、「政府以外の」を削る。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條及び第七十五條 削除

第七十九條第三項中「政府以外の」を削る。

第八十一條第一項を削り、同条第二項中「(大蔵大臣を除く)」を削り、同項を同条とする。

第八十三條に次の一項を加える。

3 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

第八十四条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第八十七条第一項中「国（協会に申請又は請求をする場合には、協会）に」を削り、同項第三号中「者」の下に「（指定検定機関の行う試験に合格した第一種特定製品の型式について、承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 指定検定機関の行う試験を受けようとする者

第八十七条第二項中「国庫（協会に納付されたものは、協会）」を「協会が行う検定、第八号第一項若しくは第三十二条の二第一項の登録、第二十三号第一項若しくは第三十二条の四第一項の承認、第二十五号第一項（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は協会に対し登録簿の謄本の交付若しくは登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては協会の、指定検定機関が行う検定等を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関の、その他の者の納付するものについては国庫」に改める。

第八十八条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 第三十二条の五の六の規定による届出があつたとき。

六 第三十二条の五の八の許可をしたとき。

七 第三十二条の五の十四の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

第八十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第四号第一項第一号の指定をしたとき。

第九十条第一項中「又は第三十二条の五」を「第三十二条の五、第三十二条の五の十一又は第三十二条の五の十四」に改める。

第九十一条の見出し中「協会がした処分」を「協会又は指定検定機関の処分等」に改め、同条中「協会がした」を「協会が行う」に改め、「事務」の下に「又は指定検定機関が行う検定」を加え、「処分」を「処分又は不作為について」に改める。

第九十五条第一項第一号中「第八十四条」を「第八十四条第一項」に改め、同項第三号中「による検定」の下に「同節第三款の規定による指定検定機関の指定」を加え、「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第八十四条」を「第八十四条第一項及び第二項」に改める。

第九十七条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二 第三十二条の五の十四の規定による業務の停止の命令に違反した場合に

は、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第九十九条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第八十三条」を「第八十三条第一項又は第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の五の八の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十二条の五の十五の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第九十条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第九十一条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「行なわなかつた」を「行わなかつた」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第七十一条第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したとき。

第二百四条中「一万円」を「五万円」に改める。

第二百条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の七条を加える。

（指定試験機関の指定等）

第八十一条 通商産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

（欠格条項）

第八十一条の三 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

一 第八十一条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第八十一条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

（指定の基準）

第八十一条の四 通商産業大臣は、他に第八十一条第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験事務

が不正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第八条の五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第八条の六 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第八条の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第八条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第八条の八 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任命令)

第八条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む)若しくは試験事務規程に違反したと

き、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)

第八条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

(秘密保持義務等)

第八条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第八条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し等)

第八条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第一項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第八条の五第三項、第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第八条の六、第八条の七、第八条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第八条の十五 通商産業大臣は、第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八条の十三の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第八条の十七 通商産業大臣は、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八条の十三の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第八条の十八 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二 第八条の六の許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消

し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十一條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十二條の次に次の一條を加える。
(受験手数料)
第十二條の二 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十六條の前の見出しを削り、第十五條の次に次の二條を加える。
(罰則)

第十五條の二 第八條の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五條の三 第八條の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 次の各号の一に該当するとき

又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第八條の六の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八條の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十七條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第十八條中「前二條」を「第十六條又は前條」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第三條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 保安(第二十八條—第四十五條の三)を「第三章 保安(第二十八條—第四十五條の三)」に改める。

四—第四十五條の二(二十一)に改める。

第三章中第二十八條の前に次の節名を付する。

第一節 保安

第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定

試験機関」という。)に、前条第三項に規定する通商産業大臣又は都道府県知事の行う試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせることとしたときは、その六月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

第三十條中第四十五條の三の次に次の一節を加える。
第二節 指定試験機関

(指定)
第四十五條の四 第三十一條の二第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)
第四十五條の五 次の各号の一に該当する者は、第三十一條の二第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十五條の十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十五條の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第四十五條の六 通商産業大臣は、第三十一條の二第一項の指定の申請が次の各号に適合しているときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の届出)
第四十五條の七 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは委任都道府県知事に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程)
第四十五條の八 指定試験機関は、試験事務の

実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)
第四十五条の九 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたようにするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)
第四十五条の十 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十一条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を

作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員及び解任)
第四十五条の十一 指定試験機関の役員は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員及び解任)
第四十五条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)
第四十五条の十三 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は取扱保安責任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等)
第四十五条の十四 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

い。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)
第四十五条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定の取消し等)
第四十五条の十六 通商産業大臣は、指定試験機関が第四十五条の六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十五条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十五条の八第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第四十五条の八第四項、第四十五条の十

二(第四十五条の十三第四項において準用

する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十五条の九第一項、第四十五条の十第一項若しくは第三項又は第四十五条の十三第一項から第三項までの規定に違反したとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の指定を受けたとき。

3 通商産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)
第四十五条の十七 指定試験機関が第四十五条の九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において通商産業大臣が必要と認めるときは、通商産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(帳簿)
第四十五条の十八 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(公示)

第四十五條の十九 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十一條の二第一項の指定をしたとき。

二 第三十一條の二第二項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三 第四十五條の七第一項の規定による届出があつたとき。

四 第四十五條の九第一項の許可をしたとき。

五 第四十五條の十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第四十五條の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十一條の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二 第三十一條の二第二項の規定により指定試験機関に行わせることとした試験事務を当該指定試験機関に行わせないこととしたとき。

三 第四十五條の七第二項の規定による届出があつたとき。

四 第四十五條の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(報告の徴収)

第四十五條の二十 通商産業大臣は、試験事務

の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し、報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十五條の二十一 通商産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(通商産業省令への委任)

第四十五條の二十二 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四十九條第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けようとする者

第四十九條第二項中「試験」の下に「(指定試験

機関がその試験事務の全部を行うものを除く。）」を加え、「再交付」を「交付又は再交付」に、「国庫の」を「国庫の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う第三十一條第三項に規定する試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の」に、「当該都道府県を当該都道府県」に改める。

第五十四條第一項中「第三十一條第四項、第三十四條又は第四十四條」を「第三十一條第五項、第三十四條、第四十四條、第四十五條の十二(第四十五條の十三第四項において準用する場合を含む。）」又は第四十五條の十六第一項若しくは第二項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第五十四條の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。）」又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第五十五條中「前条」を「第五十四條」に改める。

第五十六條中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

第五十八條中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第五十九條中「左の」を「次の」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九條の二 第四十五條の十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

目次中 第二節 特定設備

第一款 特定設備(第五十六條の三―第五十六條の六)

第二款 指定検査機関(第五十六條の七―第五十六條の十九)

五十六條の三―五十六條の六に、「第五十九條」を「第五十八條の二」に、「第四章の二 高圧ガ

第五十九條の三 第四十五條の十六第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十條中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「三十万円」に改める。

第六十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十一條の二 次の各号の一に当該するとき、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條の九第一項の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第四十五條の十八第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五條の二十第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十五條の二十一第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十二條中「前四條」を「第五十八條、第五十九條、第六十條又は第六十一條」に改め、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第四條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 特定設備

第一款 特定設備(第五十六條の三―第五十六條の六)

第二款 指定検査機関(第五十六條の七―第五十六條の十九)

五十六條の三―五十六條の六に、「第五十九條」を「第五十八條の二」に、「第四章の二 高圧ガ

第四章の三 高圧ガス保安協会

第二十七條の二第六項中「協会の下に」又は

第三十一条の二 通商産業大臣（前条第二項の

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の

3 都道府県知事（前条第二項の規定による通

第九部 商工委員會會議錄第八号 昭和六十

第一項の規定により協会又は指定試験機関

第四十四条第二項中「又は協会が行なう」を

第四十五條第一項中「又は協會を」、協會又

第四十五条の二第二項中「又は協会」を「協

第四十九条の二第二項及び第四十九条の三第

第四十九条の四第一項及び第三項中「若しく

三月二十二日【参観完】

「容器検査機関」に改め、同条第一号中「三箇月」

第五十六条第二項中「協会の下に」又は指定

一第一款 特定設備」を削る。

第五十六条の四第一項中「指定検査機関」を

きよ指定検査機関を「指定特定設備検査機関」

第五十六條の六中「又は協会」を「指定容器検

第五十九条を第五十八条の二とする。

第四章の二 指定試験機関、指定容器検

第一節 指定試験機関

換事務を行おうとする者の申請により行う。

なくなつた日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいす

は 第五十八条の十一の規定による命令に

(指定の基準)

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適

三 民法(明治二十九年法律第八十号)第三

か不正になるおそれかたのものであること。

は主たる事務所の所在地を変更しようとする

113

所の所在地を変更しようとするときは第三十一条の二第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程)

第五十八條の七 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができ。

(試験事務の休廃止)

第五十八條の八 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき

は、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(事業計画等)

第五十八條の九 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十一条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第五十八條の十 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員を選任命令)

第五十八條の十一 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ。

(試験委員)

第五十八條の十二 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等)

第五十八條の十三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第五十八條の十四 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八條の五各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができ。

(指定の取消し等)

第五十八條の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第五十八條の五第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第五十八條の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八條の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第五十八條の七第四項、第五十八條の十一(第五十八條の十二第四項において準用する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十八條の八第一項、第五十八條の九第一項若しくは第三項又は第五十八條の十二第一項から第三項までの規定に違反したとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の指定を受けたとき。

3 通商産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

第五十八條の十六 指定試験機関が第五十八條の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において通商産業大臣が必要があると認めるときは、通商産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなる

き、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第五十八條の十七 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第二節 指定容器検査機関

(指定)

第五十八條の十八 第四十四條第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査(以下「容器検査等」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

第五十八條の十九 次の各号の一に該当する者は、第四十四條第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八條の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第五十八條の二十七の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第五十八條の二十 通商産業大臣は、第四十四條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて容器検査等を行うものである

こと。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器検査等を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が構成が容器検査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 容器検査等の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて容器検査等が不公正になるおそれがないものであること。

五 容器検査等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る容器検査等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(容器検査等の義務)

第五十八條の二十一 指定容器検査機関は、容器検査等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、容器検査等を行わなければならない。

2 指定容器検査機関は、容器検査等を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に容器検査等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十八條の二十二 指定容器検査機関は、容器検査等を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十八條の二十三 指定容器検査機関は、容器検査等の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が容器検査等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第五十八條の二十四 指定容器検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、容器検査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第五十八條の二十五 指定容器検査機関は、毎事業年度開始前に(第四十四條第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定容器検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第五十八條の二十六 指定容器検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第五十八條の二十七 通商産業大臣は、指定容器検査機関の役員又は第五十八條の二十二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定容器検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十八條の二十八 容器検査等の業務に従事

する指定容器検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十八條の二十九 通商産業大臣は、指定容器検査機関が第五十八條の二十第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定容器検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十八條の三十 通商産業大臣は、指定容器検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて容器検査等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定又は第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十九條第三項若しくは第四項、第四十九條の三第一項、第四十九條の四第三項、第五十四條第二項若しくは第五十六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第五十八條の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八條の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで容器検査等を行つたとき。

四 第五十八條の二十三第三項、第五十八條の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十四條第一項の指定を受けたとき。

第三節 指定特定設備検査機関

(指定等)

第五十九條 第五十六條の三第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から前条までの規定は、

「国庫の」を「国庫の、協会がその試験事務の全部を行つ製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者の納付するものについて協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行つ製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の」に、「当該都道府県」を「当該都道府県」に改める。

第七十四条の二を次のように改める。

(改正)

第七十四条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十一条第三項、第三十一条の二第一項、第四十四条第一項又は第五十六条の三第一項の指定をしたとき。

二 第三十一条の二第二項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

三 第五十八条の六第一項又は第五十八条の二十二(第五十九条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の八第一項又は第五十八条の二十四(第五十九条第二項において準用する場合を含む)の許可をしたとき。

五 第五十八条の十五第一項若しくは第二項又は第五十八条の三十(第五十九条第二項において準用する場合を含む)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくは容器検査等若しくは特定設備検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十一条の二第一項の規定により協会

又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二 第三十一条の二第二項の規定により協会又は指定試験機関に行わせることとした試験事務を協会又は指定試験機関に行わせないこととしたとき。

三 第五十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。

四 第五十八条の十六第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第七十六條第一項中「第五十六條の十六又は第五十六條の十九を第五十八條の十一(第五十八條の十二第四項において準用する場合を含む)、第五十八條の十五第一項若しくは第二項、第五十八條の二十七(第五十九條第二項において準用する場合を含む)又は第五十八條の三十(第五十九條第二項において準用する場合を含む)」に改める。

第七十七條の見出しを「協会等の処分等についての審査請求」に改め、同条中「協会の下に」指定試験機関、指定容器検査機関を加え、「指定検査機関の処分」を「指定特定設備検査機関の処分(試験の結果についての処分を除く)又は不作為について」に改める。

第八十条の二中「第五十六條の十九」を「第五十八條の三十(第五十九條第二項において準用する場合を含む)」に、「指定検査機関」を「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」に改める。

第八十条の三中「十萬元」を「五十萬元」に改め、同条を第八十条の五とする。

第八十条の二の次に次の二条を加える。

第八十条の三 第五十八條の十三第一項の規定に違反して、試験事務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十萬元以下の罰金に処する。

第八十条の四 第五十八條の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十萬元以下の罰金に処する。

第八十二条中「二十萬元」を「三十萬元」に改める。

第八十三条中「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条第一号中「第五十九條」を「第五十八條の二」に改め、同条第七号中「第三項」を「第五項」に改める。

第八十三条の二中「指定検査機関」を「指定講習機関、指定試験機関、指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」に、「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条第一号中「第五十六條の十三」を「第五十八條の八第一項又は第五十八條の二十四(第五十九條第二項において準用する場合を含む)」に、「特定設備検査」を「試験事務又は容器検査等若しくは特定設備検査」に改め、

目次中「第四章の二 液化石油ガス設備工事(第三十八條の二、第三十八條の十三)」を「第四章の二 液化石油ガス設備工事(第三十八條の二、第三十八條の十三)」に改める。

節 液化石油ガス設備工事(第三十八條の二、第三十八條の十三)に改める。

第十九條第三項中「協会の下に」又は高圧ガス取締法第三十一条第三項の指定講習機関を加える。

第四章の二中第三十八條の二の前に次の節名を付する。

第一節 液化石油ガス設備工事

第三十八條の六の見出しを削り、同条中「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定試験機関」という。))」を加え、「事務」の下に「(以下「試験事務」という。))」を加え、「委託する」を「行わせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一

同条第三号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第二項から第四項まで」に改め、同条第四号中「第六十二条第二項」を「第六十二条第二項から第四項まで」に、「同項」を「これら」に改める。

第八十三条の三中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第八十五条中「三萬元」を「十萬元」に改め、同条第三号中「第五十九條の二十八第一項」を「第五十九條の二十八第一項及び第三項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第五十九條の三十三第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したとき。

第八十六条中「一萬元」を「五萬元」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第五條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百四十九號)の一部を次のように改正する。

部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通

第三十八条の九中「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の指定に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二中第三十八条の十三の次に次の一節を加える。

第二節 指定試験機関

(指定)

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者は、第三十八条の六第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十八条の十六 通商産業大臣は、第三十八条の六第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適

確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の届出)

第三十八条の十七 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは第三十八条の六第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程)

第三十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当と

なつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の十九 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたとき、その旨を関係委任都道府県知事に通知し、聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知し、聴かなければならない。

(事業計画等)

第三十八条の二十 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十八条の六第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員の変更及び解任)

第三十八条の二十一 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任命令)

第三十八条の二十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務を行うときは、液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

(試験委員)

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等)

第三十八条の二十四 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十八条の二十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほ

か、試験事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定の取消し等)

第三十八条の二十六 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十八条の十五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十八条の十八第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第三十八条の十八第四項、第三十八条の二十二(第三十八条の二十三第四項において準用する場合を含む。)又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条の十九第一項、第三十八条の二十第一項若しくは第三項又は第三十八条の二十三第一項から第三項までの規定に違反したとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第三十八条の六第一項の指定を受けたとき。

3 通商産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定に

より試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第三十八条の二十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第三十八条の十九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、通商産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において通商産業大臣が必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第三十八条の二十八 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七十条第三号中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第七十八条中(明治四十年法律第四十五号)を削る。

第八十一条第二項中「指定検定機関」を「指定試験機関又は指定検定機関」に、「検定等」を「試験事務又は検定等」に改める。

第八十二条第三項中「指定検定機関」を「指定試験機関又は指定検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し報告をさせる

ことができる。

第八十三条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第八十六条第二項中「協会又は」を「協会がその試験事務の全部を行う液化石油ガス設備士試験を受けようとする者及び協会が行う検定等を受けようとする者の納付するものについて協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う液化石油ガス設備士試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の、」に改め、「それぞれ協会又は」を削る。

第八十八条第二号の二の次に次の五号を加える。

二の三 第三十八条の六第一項の指定をしたとき。

二の四 第三十八条の九第一項の指定をしたとき。

二の五 第三十八条の十七第一項の規定による届出があつたとき。

二の六 第三十八条の十九第一項の許可をしたとき。

二の七 第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第八十八条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二 第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関に行わせることとした試験事務を協会又は指定試験機関に行わせな

いこととしたとき。

三 第三十八条の十七第二項の規定による届出があつたとき。

四 第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第九十条中「第三十八条の四第四項」の下に「第三十八条の二十二(第三十八条の二十三第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六第一項若しくは第二項」を加える。

第九十一条の見出しを(協会、指定試験機関又は指定検定機関の処分等)についての審査請求に改め、同条中「第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分」を「協会、指定試験機関又は指定検定機関が行う試験事務又は検定の業務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)」又は「不作為について」に改める。

第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条中「第八十条」を「第三十八条の二十六第二項又は第八十条」に改め、「をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百零一条中「二十万円」を「三十万円」に改める。第一百零一条中「二十万円」を「二十万円」に改める。第一百零二条中「違反行為をした」の下に「指定試

驗機関又は「を加え、十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第七十四条」を「第三十八条の十九第一項又は第七十四条」に、「検定等」を「試験事務又は検定等」に改め、同条第三号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第三項又は第四項」に改め、同条第四号中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項から第六項まで」に、「同項」を「これら」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第六条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条から第二十二条までを次のように改める。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十八条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第十九条から第二十二条まで 削除

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第四号中「もの外を」を「もののほか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号の事業に附帯する事業

第二十三条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に改め、「並びに前項の料金を削り、」を「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十七條に次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利権を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることが出来る。

第三十二條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

い。
第三十四條を次のように改める。
第三十四條 削除
第三十五條の二中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第三十六條中「役員」を「取締役、監査役」に、「五万円」を「十万円」に改める。
第三十七條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十八條中「役員」を「取締役、監査役」に、「罰する外を罰するほか」に改める。
第三十九條中「左の」を「次の」に、「役員」を「取締役、監査役」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十條中「左の」を「次の」に、「役員」を「取締役、監査役」に、「三万円」を「十万円」に改める。
第四十一條中「一万円」を「五万円」に改める。

(計量法の一部改正)
第七條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八十六條中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中の政令で定める「を」に「掲げる」に、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」を「又は都道府県知事に改め、同条第二号中「濃度計」を「電気計器及び濃度計」に、「又は通商産業大臣」を「日本電気計器検定所又は通商産業大臣」に改める。

第八十八條第八項中「又は日本電気計器検定所」を「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に、「行ない」を「行い」に改める。
第二百二十二條第二項中「指定検定機関の行う検定の下に」、第八十八條第八項の検査」を加える。

(日本電気計器検定所法の一部改正)
第八條 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
目次中「役員及び職員」を「役員等」に、「雜則」を「解散」に改める。

第四條から第六條までを次のように改める。
第四條から第六條まで 削除
第七條第一項第四号中「資本金、出資及び」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七號を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。
九 定款の変更に関する事項

第七條第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「役員及び運営審議会その他の会議」を「運営審議会」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 役員の数、任期、選任方法その他役員に関する事項
「第二章 役員及び職員」を「第二章 役員等」に改める。

第十一條中「理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内」を「理事長、専務理事、理事及び監事」に改める。
第十二條に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。
第十三條及び第十四條を削る。

第十五條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第十三條とし、同条の次に次の二條を加える。
第十四條 検定所は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員等の選任及び解任)
第十五條 役員等の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は検定所の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、検定所に対し、期間を規定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、役員が第十三條各号の一に該当するに至つた場合において検定所がその役員を解任しないとき、又は検定所が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。
第十六條を削り、第十七條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條を第十八條とし、同条の次に次の一條を加える。

(運営審議会)
第十九條 検定所に、その運営に關する重要事項を審議する機關として、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。
3 委員は、検定所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十三條第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。
五 前各号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するために必要な業務

第二十三條第二項を次のように改める。
2 検定所は、前項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、電気の計量に係る技術を活用して行う検査、試験等の業務その他の電気の計量に關連する業務を行うことができる。

第二十三條に次の一項を加える。
3 検定所は、第一項第五号又は前項の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十七條中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。
第二十八條第一項中「その承認を受け」を削る。

第二十九條から第三十二條までを次のように改める。
第二十九條から第三十二條まで 削除
第六章を次のように改める。

第六章 解散

第三十七条 検定所の解散については、別に法律で定める。

第三十八条及び第三十九条 削除

第四十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第二十八條第一項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したとき。

第四十三条中「二万円」を「五万円」に改める。附則第九條を次のように改める。

(総務庁設置法の適用除外)
第九條 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)第八條の規定の施行後においては、検定所については、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四條第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(国の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)
第九條 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第三條から第五條までを削り、第六條を第三條とし、第七條を第四條とする。

第八條第一項第一号中「であつて、その業種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに属する事業を主たる事業として営むもの」を削り、「新株又は転換社債」を「新株、転換社債又は新株引受権付社債(以下「新株等」という。)(に、「株式又は」を「株式」に、「の保

有」を「又は新株引受権付社債の保有」に改め、同項第二号中「新株」を「新株等」に、「株式」を「株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)(又は新株引受権付社債」に改め、同項第三号中「株式を保有し、又は第一号の規定により会社がその転換社債」を「株式、転換社債又は新株引受権付社債」に、「行なり」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会社は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第一号又は第二号の規定による新株等の引受けをしてはならない。

一 会社が新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社の資本の額が政令で定める額(会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて新株を引き受けることが特に必要であると認める場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額)を超えることとなるとき。

二 会社が転換社債又は新株引受権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時に、当該引受けに係る転換社債のすべてが株式に転換され、又は当該引受けに係る新株引受権付社債に付された新株の引受権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

第八條を第五條とする。

第九條第二項第一号中「新株の引受けの相手方」を「新株の引受けの対象業種、新株の引受けの相手方」に改め、同項第二号中「転換社債の引受けの相手方」を「転換社債の引受けの対象業種、転換社債の引受けの相手方」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 新株引受権付社債の引受けの対象業種、新株引受権付社債の引受けの相手方の選定

の基準、新株引受権付社債に付された新株の引受権の内容に関する基準、新株引受権付社債の引受けの限度、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使の時期及び新株引受権付社債の償還期限に関する基準

第九條を第六條とする。

第十條中の「認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条を第七條とする。

第十一條中、「利益金の処分」を削り、同条を第八條とする。

第十二條の見出しを「(貸借対照表等の提出)」に改め、同条中「財産目録」を削り、「及び損益計算書並びに」を「損益計算書及び」に改め、「営業報告書」の下に「並びに利益金の処分の決議に関する書類」を加え、同条を第九條とする。

第十三條を第十條とし、第十四條を削り、第十五條を第十一條とする。

第十六條の見出し中「公庫」を「中小企業金融公庫」に改め、同条第一項中「公庫」を「中小企業金融公庫」に改め、「中小企業金融公庫法」の下に「(昭和二十八法律第百三十八号)」を加え、同条を第十二條とする。

第十六條の二中「第八條第一項第一号又は第二号」を「第五條第一項第一号又は第二号」に改め、同条を第十三條とし、第十七條を第十四條とする。

第十八條第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第十五條とする。

第十九條中「第十五條第一項」を「第十一條第一項」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条を第十六條とする。

第二十條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第八條第二項」を「第五條第二項」に、「新株又は転換社債」を「新株等」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第九條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第十條」を「第七條」に、「認可を受けなかつた」を

「届出をしなかつた」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第十二條」を「第九條」に改め、「財産目録」を削り、「営業報告書」の下に「又は利益金の処分の決議に関する書類」を加え、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第十三條第二項」を「第十條第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条を第十七條とする。

第二十一條中「第六條」を「第三條」に改め、同条を第十八條とする。

附則第九項を次のように改める。

(総務庁設置法の適用除外)
9 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)第九條の規定の施行後においては、会社については、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四條第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(国の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

附則第十項から第十三項までを削る。

(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項、第二項及び第九項並びに附則第三條第一項、第二項及び第五項、第四條並びに第五條第一項、第二項及び第五項の規定公布の日

二 第九條の規定並びに附則第六條及び第十三條の規定 昭和六十一年七月一日

三 第三條中火薬類取締法第四十九條第一項及び第二項の改正規定 昭和六十二年四月一日
(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 製品安全協会(以下この条において「協会」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。

- 2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。
 - 3 協会は、第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第三十九条第一項又は第三項の規定により政府が協会に出資した額に相当する金額を、施行日において、国庫に納付しなければならない。
 - 4 政府以外の出資者は、協会に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。
 - 5 協会は、前項の規定による請求があつたときは、第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下この条において「新法」という。）第四十条第一項の規定にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。
 - 6 協会は、第三項の規定により国庫に納付した金額及び前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。
 - 7 この法律の施行前に政府以外の者が協会に対してした出資は、新法第六十八条第一項の基金に充てるべきものとしてした出資とみなす。ただし、あらかじめ、異議を述べた出資者の出資については、この限りでない。
 - 8 この法律の施行の際現に協会の会長、理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際新法第五十六条第一項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなす。
 - 9 協会は、第一項の規定による定款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならない。
- （高圧ガス取締法の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条 高圧ガス保安協会（以下この条において「協会」という。）は、施行日まで、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。
- 2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。
 - 3 協会は、第四条の規定による改正前の高圧ガス取締法第五十九条の四の二第一項及び第二項の規定により政府が協会に出資した額に相当する金額を、施行日において、国庫に納付しなければならない。
 - 4 この法律の施行の際現に協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれその際第四条の規定による改正後の高圧ガス取締法第五十九条の十七第一項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなす。
 - 5 協会は、第一項の規定による定款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならない。
- （電源開発促進法の一部改正に伴う経過措置）
- 第四条 この法律の公布の際現に在任する電源開発株式会社社員の任期は、施行日の前日までとする。- 2 電源開発株式会社は、この法律の施行に伴い必要な定款の変更並びに取締役、代表取締役及び監査役の選任及び選定については、施行日前において、株主総会を招集し、その決議に基づく定款の変更並びに取締役及び監査役の選任について通商産業大臣の認可を受けるとともに、当該認可に係る取締役による取締役会の決議をもつて代表取締役の選定を行わなければならない。この場合において、これらの事項の効力は、施行日に生ずるものとする。

（日本電気計器検定所法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 日本電気計器検定所（以下この条において「検定所」という。）は、施行日まで、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。- 2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。
- 3 検定所は、施行日に、第八条の規定による改正前の日本電気計器検定所法第三十七条第一項の出資者原簿に施行日の前日において記載されていた政府の出資額に相当する金額を国庫に納付し、同項の出資者原簿に同日において記載されていた政府以外の出資者の出資額に相当する金額を当該政府以外の出資者に返還しなければならない。
- 4 この法律の施行の際現に検定所の理事長、専務理事、理事又は監事である者は、それぞれその際第八条の規定による改正後の日本電気計器検定所法第十五条第一項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなす。
- 5 検定所は、第一項の規定による定款の変更をする場合には、前項の規定によりその選任について通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス取締法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

（総務庁設置法の適用除外）

第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）第四条の規定の施行後においては、協会については、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四十一条の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定（国の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。

（印紙税法の一部改正）

第八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二高圧ガス保安協会の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二高圧ガス保安協会の項を削る。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第十条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第三十三条まで」を「第三十一条まで、第三十二条第一項、第三十三条」に改める。

第三十七条中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号を次のように改める。

十八 削除

第三百四十八条第二項第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

30 日本電気計器検定所が所有し、かつ、直接日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 日本電気計器検定所が直接日本電気計器検定所法第二十三条第一項第一号

に規定する業務の用に供する土地

第七百二条第二項中「又は第二十九項」を「第二十九項又は第三十項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十三号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2

前項の場合において、日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二条の二第二項中「第三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第号)附則第十一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)
第十三条 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改め、「で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」を削り、「新株又は転換社債」を「新株、転換社債又は新株引受権付社債」に、「株式又は」を「株式」、「の保有」を「又は新株引受権付社債の保有」に改め、同条第二項中「新株又は転換社債」を「新株、転換社債又は新株引受権付社債」に、「株式又は」を「株式」、「の保有」を「又は新株引受権付社債の保有」に、「第八条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

昭和六十一年五月九日印刷

昭和六十一年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局